

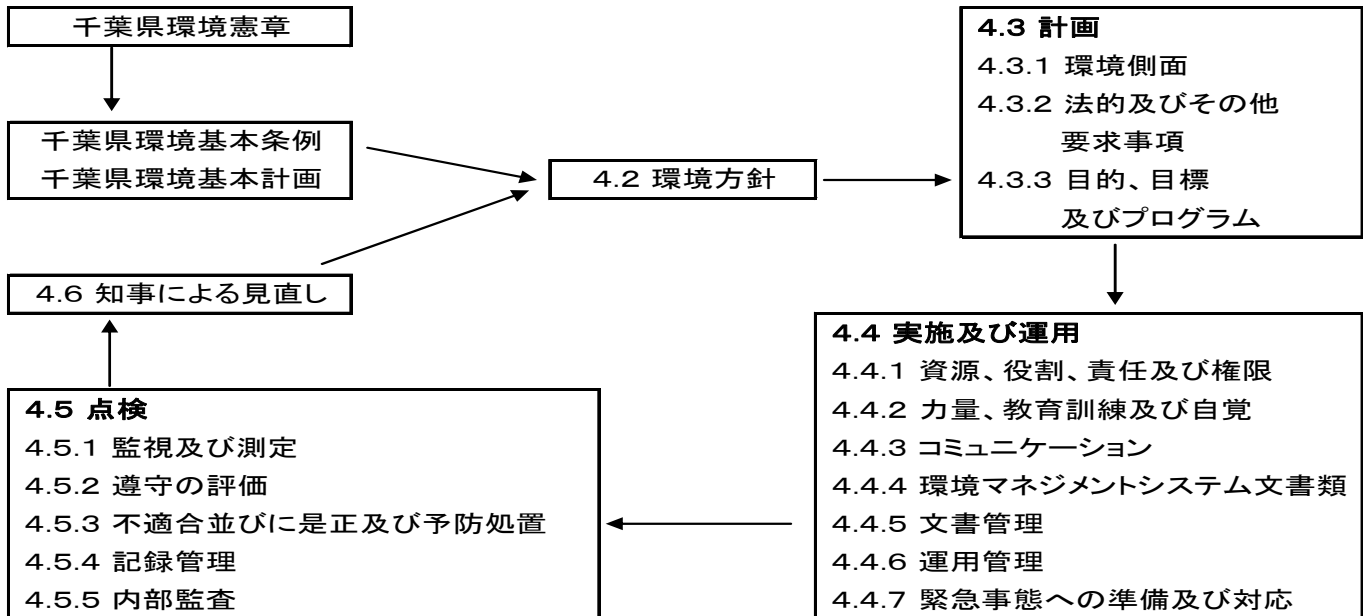
6. 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり、共通的・基盤的な施策の推進

(1) 環境マネジメントシステム

ア. 環境マネジメントシステムの体系

環境マネジメントシステムの体系を次のように定め、〔環境方針〕から始まる〔計画〕―〔実施及び運用〕―〔点検〕―〔知事による見直し〕による継続的な改善を目指す。

環境マネジメントシステム



イ. 環境方針

環 境 方 針

1 基本理念

私たちの生活は急速な経済発展に伴い、より便利で快適なものになりました。その代償として、生態系への影響をはじめ、自動車による大気汚染、生活排水や廃棄物等生活に起因する都市・生活型の環境問題から地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的なものまで様々な環境問題を引き起こすこととなりました。

21世紀は環境の世紀といわれ、環境への過大な負荷を後世に残さない社会を構築し、豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、美しく潤いのあるふるさとの調和のある発展を図ることが急務となっています。

また、将来にわたる持続的発展を可能にするためには、日常生活、産業活動、社会基盤整備などあらゆる面において環境に配慮し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めることが重要になっています。

そこで千葉県は、県政運営に当たって「環境自治」を理念とし、環境の保全、再生及び創造をすべての施策の基本とします。また、県民や事業者へ環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進や事務・事業に伴う環境負荷のより一層の低減に努めます。

2 基本方針

- (1) 循環社会の構築、自然との共生、地球環境保全への貢献及び共に実践する環境保全活動の促進に向け各種施策を計画的かつ総合的に進めます。
- (2) オフィス活動において、省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底に取り組み、環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (3) 公共事業などの事業活動に伴う環境への影響について環境目的・目標を定め、環境負荷を低減させるための取り組みを進めます。
- (4) 環境関連の法令や条例等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 全ての職員に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境に対する意識の一層の向上を図ります。
- (6) 環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及び運用実績は広く一般に公表します。

平成21年4月22日

千葉県知事 森田 健作

ウ. 環境目的・目標及びマネジメントプログラム登録票（抜すい）

制 定 平成 13 年 3 月 26 日
最終改定 平成 22 年 3 月 30 日

○日常活動における環境負荷の一層の低減

目的		目標	現況（H21 年度実績）
I エネルギーの削減	1 電気の使用量の削減	○本庁及び出先機関における単位面積当たりの電気の使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 5%削減します。〈実行計画〉	※ () 内は、H21 実績/基準年度実績 本庁：137kWh/m ² (116.1%) 出先機関：37kWh/m ² (88.1%)
		○流域下水道の終末処理場における流入水量千 m ³ 当たりの電気の使用量を平成 16 年度に比べて、放流水質を確保しつつ削減に努めます。〈実行計画〉	439kWh/千 m ³
		○県立病院(7 病院)における電気の使用量を医療の質に配慮しながら、平成 16 年度に比べて増加させないように努めます。〈実行計画〉	31,014 千 kWh (103.5%)
		○水道局の浄・給水場における配水量 1 m ³ 当たりの電気の使用量を平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で、安定給水を確保しつつ、5%以上削減するよう努めます。〈実行計画〉	486kWh / 千 m ³ (98.0%)
		○企業庁の取・浄・給水場における配水量千 m ³ 当たりの電気の使用量を平成 16 年度に比べて、給水義務を確保しつつ削減に努めます。〈実行計画〉	128kWh/千 m ³ (80.0%)
	2 都市ガスの使用量の削減	○本庁及び出先機関における都市ガスの使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。〈実行計画〉	本庁：1,266 千 m ³ (132.8%) 出先機関：6,723 千 m ³ (102.8%)
		○水道局の浄・給水場における配水量千 m ³ 当たりの都市ガスの使用量を平成 16 年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。〈実行計画〉	4.9 m ³ /千 m ³ (96.1%)
	3 ガソリンの使用量の削減	○本庁及び出先機関におけるガソリンの使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。ただし、警察業務に使用する車両を除きます。〈実行計画〉	本庁：161 kL (94.7%) 出先機関：776kL(72.9%)
	4 重油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における重油の使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。〈実行計画〉	本庁：125kL(208.3%) 出先機関：1,417kL(63.5%)
		○船舶用における重油の使用量を平成 16 年度に比べて、増加させないように努めます。〈実行計画〉	出先機関：1,171kL(67.2%)
	5 軽油の使用量の削減	○車両及び船舶用の軽油の使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。ただし、警察業務に使用するものを除きます。〈実行計画〉	本庁：42kL(89.4%) 出先機関：372kL(68.2%)
	6 灯油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における灯油の使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。ただし、警察業務に使用するものを除きます。〈実行計画〉	本庁：0kL(-%) 出先機関：2,065kL(77.9%)
○水道局の浄・給水場における配水量千 m ³ 当たりの灯油の使用量を平成 16 年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。〈実行計画〉		0L/千 m ³ (-%)	
○企業庁の浄水場における発生汚泥量 1t 当たりの灯油の使用量を平成 18 年度に比べて、増加させないように努めます。〈実行計画〉		305L/t(113.4%)	
II 省資源の推進	1 紙使用量の削減	○コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を平成 13 年度に比べて平成 22 年度までに 25%削減します。〈実行計画〉	(A4 換算) 本庁：398,997 千枚(95.1%) 出先機関：220,138 千枚(94.6%)
	2 環境配慮物品調達の推進	○本庁及び出先機関の事務用品における環境配慮物品の調達率を平成 22 年度までに 100%とします。ただし、環境配慮物品が製造されていない事務用品を除きます。〈実行計画〉	本庁：90.8% 出先機関：84.4% (環境配慮物品調達方針で数値目標を定めた品目の調達率の平均)

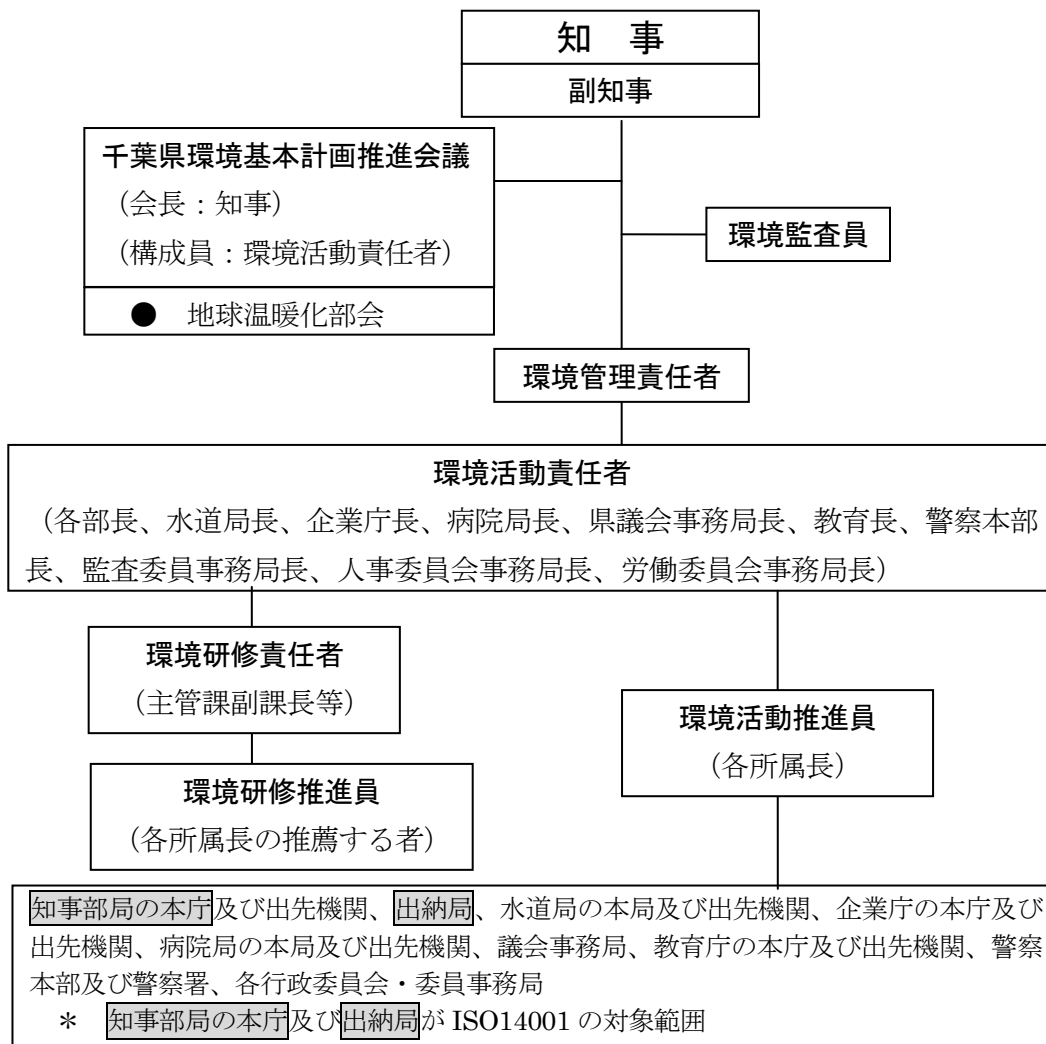
目的		目標	現況 (H21 年度実績)
II 省資源の推進		○本庁及び出先機関におけるコピー用紙の再生紙(古紙配合率 100%)の利用率を平成 22 年度までに 100%とします。〈実行計画〉	※ () 内は、H21 実績/基準年度実績 本庁：99.8% 出先機関：99.6% ※古紙配合率 70%以上の割合
		○本庁及び出先機関における外部に発注する印刷物の再生紙(古紙配合率 70%以上)の利用率を平成 22 年度までに 100%とします。〈実行計画〉	本庁：96.5% 出先機関：94.5% ※古紙配合率 70%以上の割合
		○公用車の導入総数に占める環境に優しい自動車(千葉県における環境配慮物品調達方針に定める自動車)の導入割合を 100%とします。 ただし、特殊車両等規定する車両がないものを除きます。〈実行計画〉	99.3%
	3 水使用量の削減	○本庁及び出先機関における水の使用量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 15%削減します。(実行計画)	本庁: 330,052 m ³ (131.3%) 出先機関：1,617,550 m ³ (59.8%)
III 廃棄物の削減・再資源化	1 廃棄物の削減	○本庁舎(県庁本庁舎、中庁舎、議会棟、警察本部庁舎、亥鼻別館)における一般廃棄物の発生量を平成 12 年度に比べて、平成 22 年度までに 5%削減します。〈実行計画〉	792,276kg(86.0%)
		○本庁舎における一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。〈実行計画〉	66.3%
		○本庁舎以外における一般廃棄物の発生量を平成 13 年度に比べて、平成 22 年度までに 5%削減します。〈実行計画〉	6,900,724kg(93.5%)
	2 医療系廃棄物の適正な処理	○医療系廃棄物について、引き続き適正な処理を図ります。	適正処理を行った。

○事業活動における環境影響の一層の低減

目的		目標	現状
I 公共事業における環境影響の低減	1 環境に配慮した工事の実施	○県が発注する全ての工事について、「環境に配慮した工事実施計画」を請負業者に提出させます。	99.8% 提出させた件数割合
		2 建設副産物のリサイクルの推進	○アスファルト・コンクリート塊の再資源化率を平成 25 年度までに 100%とします。
		○コンクリート塊の再資源化率を平成 25 年度までに 100%とします。	99.5%
		○建設発生木材の再資源化・縮減率 95%以上とします。	99.4%
		○建設汚泥の再資源化・縮減率 95%以上とします。	92.2%
		○建設混合廃棄物の排出量を平成 16 年度と平成 18 年度の平均排出量に比べて、平成 25 年度までに 30%削減します。	2 千 t
		○建設発生土の有効利用率 90%以上とします。	93.3%
	3 環境に配慮した資材の使用	○溶融スラグの利用の推進を図ります。	12,348t
		○エコセメントの利用の推進を図ります。	23t
		○熱帯木材型枠の全型枠に占める割合の削減を図ります。(土木工事を除く)	2.4%
		○間伐材の利用の推進を図ります。	38 m ³
	4 大気汚染の軽減	○建設機械の排気ガスによる大気汚染の軽減を図ります。	99.4% 対策を実施した件数割合

目的		目標	現状
5	騒音・振動の軽減	○建設機械の騒音・振動の軽減を図ります。	98.9% 対策を実施した件数割合
6	自然の景観及び生態系の維持保全	○自然公園特別地域において、1ha以上(道路は延長2kmもしくは幅員10m以上)の開発工事を行なう場合は、事前に環境調査を行ないます。	該当公共事業7件
7	電子入札の推進	○公共工事に係る入札について全案件を電子入札により実施します。	1,831件
8	温室効果ガスの排出の削減	○機器・機械の発注に当たっては、省エネタイプの使用に努めるとともに、不要な機器・機会等の電源等をストップすることを心がけます。	温室効果ガスの排出削減に努めた。
II 上・下水道の維持管理における環境影響の低減			
1	上水道施設から発生する汚泥のリサイクル	○上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率について、平成22年度で98%以上を維持します。	100%
2	下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○下水道施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とします。	85.0%
3	工業用水施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○工業用水施設から発生する汚泥のリサイクル率100%を維持します。	100%
III 大規模施設の管理運営における環境影響の低減			
1	環境に配慮した大規模施設の管理運営	○延床面積が1万㎡以上の大規模施設管理を運営委託する場合は「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させます。	対象施設 ・文化会館 ・幕張メッセ国際展示場 ・かずさアカデミアホール ・国際総合水泳場

エ 環境マネジメントシステムを推進するための組織の体制



(2) 環境月間

ア. 主な環境月間関連行事実施結果一覧（22年度）

行事名	内 容	場 所	期 日
千葉県環境月間表彰式	環境保全に関するポスター・作文・標語の募集を行い、優秀作品を表彰	千葉県庁	6月15日
ホテルの里でホテルを見よう	ゲンジボタルの集団発光の観察	千葉県いすみ環境と文化のさとセンター	6月5日
センター内小川でのホテルの観察	センターの小川でホテルの観察	千葉県いすみ環境と文化のさとセンター	6月12日
蛍観賞会1～3	宿泊者によるホテルの観察	清和県民の森	6月12・19・26日
三番瀬自然環境合同調査	三番瀬再生事業の一環として、三番瀬の自然環境について、県民、NPO等の参加者を募り、底生生物調査等を実施	浦安市日の出地先の三番瀬海域	6月12日
みんなおいでよ！プラネタリウム	プラネタリウムで、季節の星座や星座にまつわる神話などについて学習	千葉県立手賀の丘少年自然の家	6月13日
プラネタリウム一般公開	プラネタリウムで、季節の星座や星座にまつわる神話などについて学習	千葉県立水郷小見川少年自然の家	6月13日
季節の星座「夏」	プラネタリウムで、夏の星座や星座にまつわる神話などについて学習	千葉県立君津亀山少年自然の家	6月19日
動物観察会 海岸で貝をさがそう	千葉市のポートパークで打上げられた貝を探し、貝や東京湾のことについて説明	千葉県立中央博物館	6月5日
植物学講座 きのこの顕微鏡観察入門	きのこの顕微鏡観察の方法の学習	千葉県立中央博物館	6月12日
バックヤードツアー・貝類標本	収蔵庫に収められた普段見ることのできない貝類標本の展示	千葉県立中央博物館	6月15日
景観を探る	千葉県の水辺の景観についての学習	千葉県立中央博物館	6月15日
環境教育ワークショップ 持続可能な社会のための教育	「持続可能な開発のための教育」の取り組みについて考える	千葉県立中央博物館	6月21日
磯・いそ探検隊	博物館周辺の自然を散策し、主に磯の生きものを観察	千葉県立中央博物館分館 海の博物館	6月15日
海と昔の勝浦の生活	明治時代から現在までの、勝浦の人々の生活と海とのかかわりを漁業と観光を中心に解説	千葉県立中央博物館分館 海の博物館	6月27日
海老川河口部のきれいな海・港をめざした清掃活動	海老川河口部において、関係団体（漁協・近隣自治会・船橋市・NPO・ボランティア団体・協賛企業等）と協働で清掃作業を実施	海老川河口部（船橋市）	6月26日
県民の日・開館記念日記念事業 電気自動車・蒸気機関車乗車会	サイエンス広場でタリップ号（電気自動車）、ブリタニア号（蒸気機関車）の試乗	千葉県立現代産業科学館 サイエンス広場	6月15日
公開講座	「ふれてみよう房総の地質環境」をテーマに、実験・体験を通じて地質環境についての学習	県環境研究センター水質地質部（千葉市）	6月12日
千葉県環境研究センター一般公開	研究室等の公開	県環境研究センター（市原市）	6月14日～18日
		同・水質関係（千葉市）	6月7日～12日
		同・地質関係（千葉市）	6月7日～13日
手賀沼ウォッチング	遊覧船に乗って手賀沼を眺めながら手賀沼周辺の文化や自然について解説	千葉県手賀沼親水広場	6月19日
手賀沼水辺探検隊	手賀沼のプランクトンの観察	千葉県手賀沼親水広場	6月27日

イ. 22年度千葉県環境功労者知事感謝状被表彰者

環境美化又は環境保全活動に関し顕著な功績のあった者に対して、知事の感謝状を贈呈する。

(ア) 個人

被表彰候補者名	功績分野	功 績 概 要
1 前田 稔	環境保全	平成6年から16年間、千葉県自然保護指導員として主に地蔵堂地区及び藪地区において巡視・監視を行い、本県の自然公園行政に貢献している。また、地域住民や観光客等にゴミの持ち帰り等の指導を行うなど啓蒙活動にも貢献している。
2 齋藤 正一	環境保全	平成7年から15年間、千葉県自然保護指導員として南房総国立公園内及び和泉地区を中心に海水浴場、太東崎灯台、太東崎植物群落地、遊歩道等においてゴミ拾いと巡視・監視を行い、本県の自然公園行政に貢献している。また、地元の観光協会の副会長及び理事を歴任し、観光客等へのゴミの持ち帰り指導及び啓蒙活動にも貢献している。
3 出口 浩	環境保全	平成10年12月から11年間、野田市環境審議会委員として、平成15年2月から7年間、野田市清掃工場等環境保全協議会委員を、平成19年6月1日から平成20年9月30日まで野田市リサイクルPFI事業者選定委員会委員長を務めるなど、市の環境行政や清掃行政に貢献している。また、印旛沼流域の水循環健全化に向けた「手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会」座長を7年5ヶ月務め、千葉県の環境行政の円滑な推進にも功績がある。
4 井上 榮二	環境美化	平成10年4月に新川汚染防止対策協議会水質モニターに任命されて以来12年間、水質保全の重要性を深く認識し、積極的に河川の監視活動を実施しており、水質汚濁及び不法投棄を未然に防止するとともに、地域の環境美化においても貢献している。
5 藤平 量郎	環境保全	平成10年10月から現在まで君津市環境審議会委員として、また、平成11年4月から現在まで君津市自然保護審議会委員として、市の環境行政に多大な貢献をしている。また、「盤洲干潟をまもる会」や「房総のヒメコマツ研究グループ」での活動では、自然保護の重要性を説き、多くの県民の共感を得るなど、その功績は顕著である。

(イ) 団体

被表彰候補者名	功績分野	功 績 概 要
1 出光興産株式会社 千葉製油所 千葉 工場	環境美化	<p>昭和38年の操業時から事業所緑化に積極的に取り組んでおり、特に隣接する国道16号線沿いには幅広い緩衝緑地帯を設け、公害・騒音の防止や地域の景観に配慮をしてきた。また、環境緑化の事例発表や工場見学会等を積極的に行い、多くの企業等が同事業所の緑化の取り組みを参考とするなど、県内の事業所緑化の推進に大きく貢献している。</p> <p>昭和54年に県及び市原市と緑化協定を締結。平成20年には環境緑化への取組が評価され、(財)都市緑化基金が運営する、社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)の認定を受けるなど、本県の環境緑化の推進に大きく貢献している。</p>
2 松戸に愛をさわやかグループ	環境美化	<p>平成15年に川の清流の保護を目的に会を結成。坂川の支流である六間川のプロムナードの整備を通し、地域環境の改善・維持に寄与してきた。年5回の花壇清掃のほか、市主催の環境イベントへの協力や市内のフラワーボランティアへの協力など、会独自の活動だけでなく他のボランティア団体との活動にも積極的に参加し、地域の環境美化に貢献している。これらの活動に対して、松戸市きれいな街づくり功労者を平成18年度に受賞している。</p>

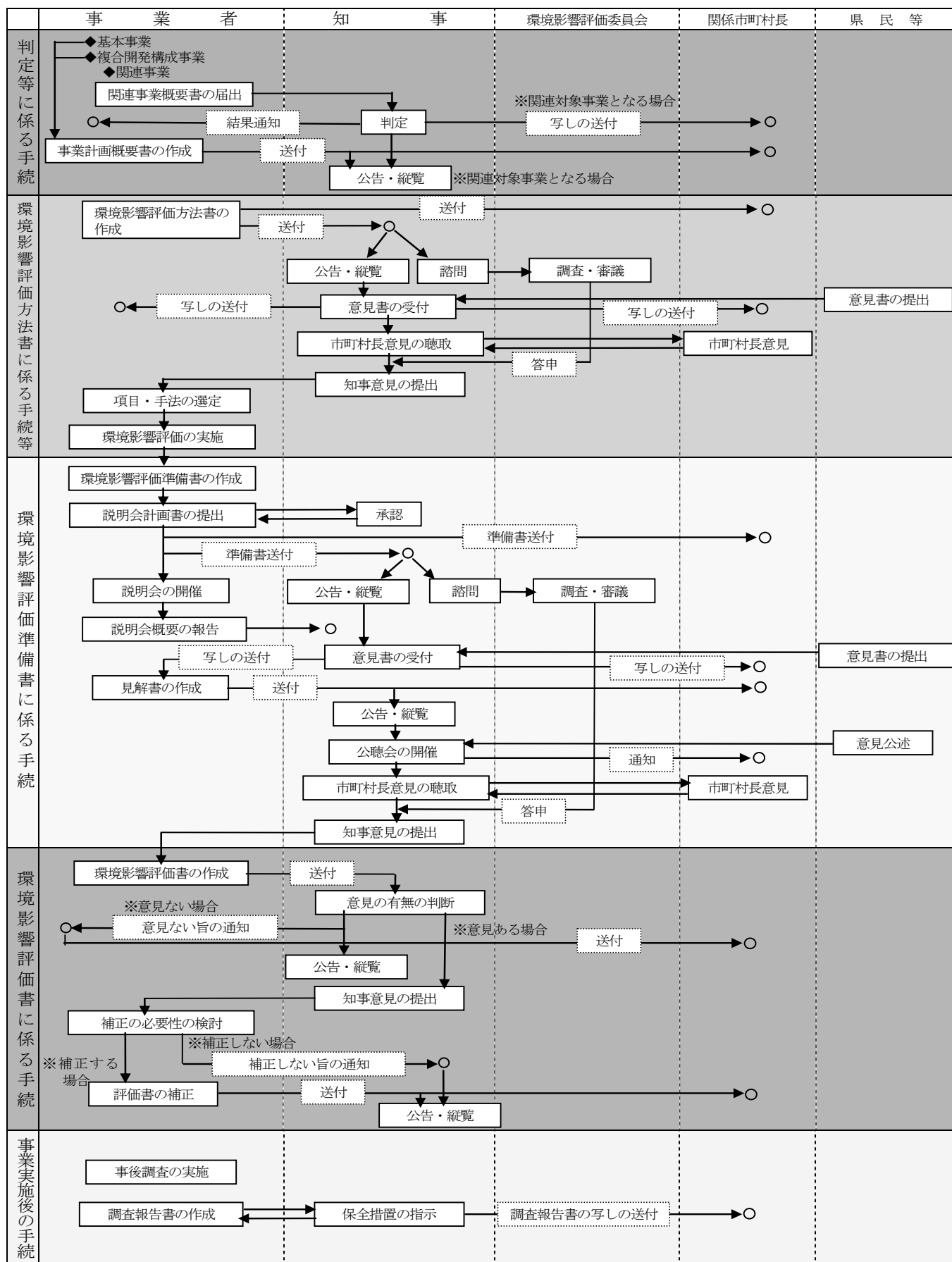
(3) 環境影響評価

ア 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類／規模

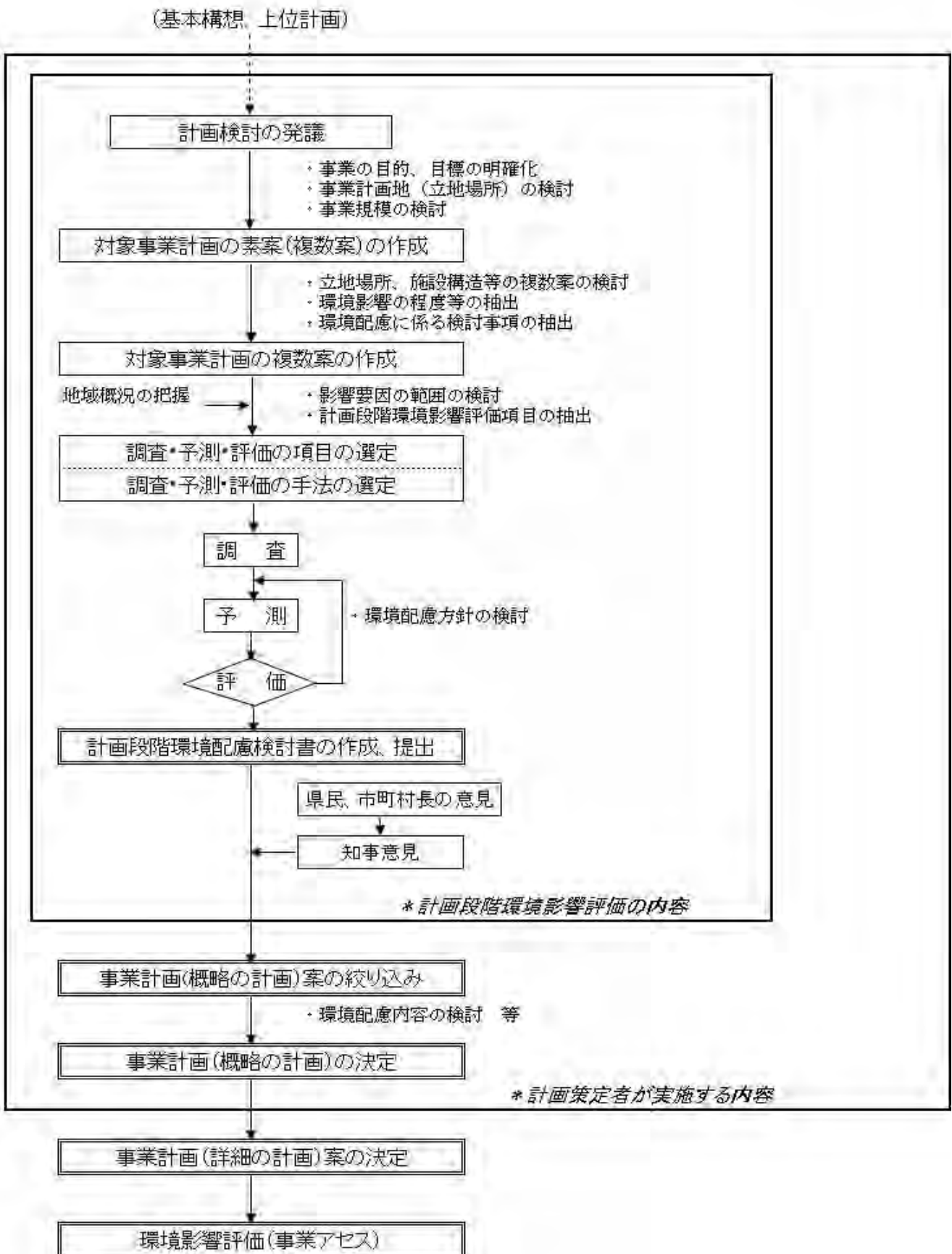
	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km~10km	4車線以上・7.5km~10km
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km~20km	幅員6.5m以上・10km~20km
自然公園等の区域内	—	—	2車線以上
2 河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	貯水面積 75ha~100ha	貯水面積 75ha~100ha
堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha~100ha	湛水面積 75ha~100ha
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha~100ha	改変面積 75ha~100ha
放水路	改変面積 100ha 以上	改変面積 75ha~100ha	改変面積 75ha~100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km~10km	長さ 5km~10km
モノレール	—	—	長さ 5km 以上
軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km~10km	長さ 5km~10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2,500m 以上	滑走路長 1,875m~2,500m	滑走路長 1,875m~2,500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所	出力 3万 kw 以上	出力 2.25万~3万 kw	出力 2.25万~3万 kw
火力発電所	出力 15万 kw 以上	出力 11.25万~15万 kw	出力 11.25万~15万 kw
地熱発電所	出力 1万 kw 以上	出力 0.75万~1万 kw	—
原子力発電所	すべて	—	—
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積 30ha 以上	埋立面積 25ha~30ha	埋立面積 4ha~30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積 50ha 超	面積 40ha~50ha	面積 40ha~50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha 以上 (都市計画事業)	面積 75ha~100ha (都市計画事業)	面積 50ha 以上 面積 75ha 以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha	面積 75ha~100ha
10 工業団地造成事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha	面積 50ha~100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha	面積 75ha~100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha	面積 75ha~100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積 100ha 以上 (独)都市再生機構、(独)中小企業基盤整備機構の事業)	面積 75ha~100ha (独)都市再生機構、(独)中小企業基盤整備機構の事業)	面積 50ha 以上 面積 75ha 以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha 以上
ゴルフ場 (新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場 (増設)	—	—	9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	—	—	排水量 1万m ³ /日以上 又は燃料使用量 20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	—	—	敷地面積 15ha 以上 又は計画処理人口 20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
溶融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	—	—	採取場面積 30ha 以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内	—	—	埋立面積 10ha 以上
自然公園等の区域外	—	—	埋立面積 40ha 以上

イ 環境アセスメントの手続の流れ

千葉県環境影響評価条例の対象となる事業の場合



ウ 計画段階環境影響評価の手順



(4) 環境に関する調査研究

ア 環境研究センター

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境研究センター	大気汚染の解析及び輸送拡散に関する調査研究			
	1. 大気環境水準調査 (気象要素測定)	房総半島丘陵部の清浄な地域において、大気汚染物質濃度及び気象要素を観測して汚染を評価するためのバックグラウンド濃度を得るとともに汚染機構について検討するため、調査を継続実施した。	55年度～継続中	
	2. PM2.5 と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究	PM2.5及び光化学オキシダントによる大気汚染について、汚染実態の解明及び発生源寄与の評価を目的として国立環境研究所及び他の地方環境研究所と連携し、調査研究を行う。	22年度～24年度	
	ガス状大気汚染物質に関する調査研究			
	1. 初期環境調査(大気)	初期環境調査の対象物質のうち、フタル酸 n-ブチル=ベンジルについて大気中の濃度レベルを把握した。	元年度～継続中	環境省委託調査
	2. 詳細環境調査(大気)	詳細環境調査の対象物質のうち、メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン) = ジイソシアネートについて大気中の濃度レベルを把握した。	元年度～継続中	環境省委託調査
	3. モニタリング調査	残留性有機汚染物質(POPs)モニタリング調査は、27物質群のPOPs及びN,N'-ジフェニル-P-フェニレンジアミン類(3物質群)の計30物質を対象に試料採取のみを行った。採取した試料の分析は、環境省が委託した業者が行った。	元年度～継続中	環境省委託調査
	4. 化学物質大気環境調査 (ガス状物質)	「大気汚染防止法」で定められた有害大気汚染物質、「千葉県化学物質環境管理指針」で定めた重点管理物質及び成層圏オゾン層の破壊物質であるフロンガス類の計27物質の大気中の濃度レベルを把握するために、県下7地点で毎月測定を行った。	元年度～継続中	大気保全課と共同調査
	5. 工場地帯周辺地域の大気中揮発性有機化合物の連続測定	京葉臨海工業地帯周辺の市原市岩崎西において、大気中揮発性有機化合物及び含酸素揮発性有機化合物の発生源からの影響を把握するため、連続測定を実施し、年次推移、各種発生源からの寄与等について検討する。	13年度～継続中	
	6. 常時監視用自動計測システムの精度管理に関する研究	千葉県内の常時監視測定局に設置されている各種自動測定器の総合的な精度管理手法を検討・確立する。平成22年度は、NOx計の希釈装置及びコンバータの性能について試験を行った。	15年度～継続中	国立環境研究所、大気保全課
	悪臭に関する調査研究			
	東京湾広域異臭調査	東京湾岸地域で発生する原因不明の広域異臭について異臭発生時に試料を採取分析し、その原因物質を同定し、発生原因を解明するため分析を行う体制を取っている。	元年度～継続中	大気保全課と協力
	浮遊粒子状物質に関する調査研究			
	1. 関東浮遊粒子状物質合同調査	PM2.5とその化学組成の広域的な濃度分布及び地域特性を把握する目的で1都9県6市(関東甲信静地域)共同調査に参加し、県内1地点(市原市)において試料採取し、各成分の測定分析を実施した。	56年度～継続中	1都9県6市共同調査
	2. 化学物質大気環境調査 (粒子状物質他)	有害大気汚染物質の中で、緊急性のある優先取組物質として指定された22物質のうち、大気中に粒子状物質として存在する重金属類等6種及びガス状の水銀について県内7地点で調査を実施した。	9年度～継続中	大気保全課と共同調査
	3. 浮遊粒子状物質中金属成分調査	館山市、君津市及び富津市において、大気を約25日間捕集して原子吸光分析装置で10種の金属成分を分析し、その結果を取りまとめた。	60年度～継続中	大気保全課と共同調査
	4. 大気環境水準調査 (粒子状物質等測定)	本県における大気汚染の長期的評価を行うため、清浄地域(鴨川市清澄、市原市国本)及び対象地域(市原市岩崎西)の3地点で浮遊粒子状物質及び大気降下物調査を実施した。	55年度～継続中	
	酸性雨に関する調査研究			
	酸性雨調査	酸性雨の原因究明と対策のため、県内8市町(8地点)において酸性雨モニタリング調査を実施し、pH等10項目の測定を行った。	49年度～継続中	一部大気保全課と共同調査
	固定発生源に関する調査研究			
	1. 「大気汚染防止法」等に基づく工場・事業場のばい煙発生施設に係る立入検査	「大気汚染防止法」・「環境保全協定」等に基づくばい煙発生施設の立入検査を行い、排ガス中のばいじん、硫酸化物、窒素酸化物及びVOCの排出濃度、排出量の検査を実施した。	43年度～継続中	大気保全課と共同調査
	2. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業場の立入検査	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設に係る立入検査を行い、排出基準の遵守状況を確認した。22年度も廃棄物焼却炉を対象施設に選び、当室は試料採取を担当、分析は廃棄物化学物質研究室が行った。	11年度～継続中	大気保全課と共同調査
	3. VOC対策アドバイス制度における測定及びアドバイス	千葉県VOC対策アドバイス要綱に基づく依頼に応じ、VOC取り扱い事業所のVOC使用実態把握、VOC濃度測定を行い、これらの結果からVOC測定結果報告書及びVOCの排出又は飛散の抑制のためのアドバイスを作成した。	21年度～継続中	大気保全課と共同
	自動車排気ガスに関する調査研究			
	1. 道路沿道地域におけるPM2.5の実態把握	健康影響が懸念される微小粒子のうちPM2.5に及ぼす自動車排気ガスの影響を把握することを目的に、野田地域(野田一般局及び宮崎自排局)で連続測定を実施した。	18年度～継続中	
	2. 道路沿道地域における極微小粒子(ナノ粒子)の実態把握	人体に対する影響が大きいと考えられている極微小粒子(ナノ粒子:粒径が概ね50nm以下の微小粒子)の主要発生源である自動車排気ガスの影響を把握するため、野田地域(野田一般局及び宮崎自排局)で実態調査を実施した。	20年度～継続中	

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考
大気騒音振動研究室	自動車交通流に関する調査研究			
	千葉県におけるエコドライブ方法の確立に関する調査研究	実走行試験により千葉県における自動車走行状態と燃料消費の関係を把握するとともに、燃料消費の少ない運転条件について解析を行う。平成22年度は、一般道路を対象とした調査を実施した。	21年度～継続中	
	環境放射能に関する調査研究			
	環境放射能水準調査	環境放射能の実態を把握・監視するため、文部科学省が実施する全国的な調査に参加し、本県における食品、土壌、水道水、雨水等日常生活に関係のある各種環境試料中の放射能等を測定した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けたモニタリング強化に伴う測定を開始した。	2年度～継続中	文部科学省委託調査
	騒音振動に関する調査研究			
1. 航空機騒音の評価法に関する調査研究	「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づく実測データを解析するとともに、新環境基準の測定方法に関する中間まとめを行った。	20年度～24年度		
2. 振動の建屋内増幅に関する調査研究	地盤振動が建屋内において増幅されるという現象が確認されており、その実態を把握するため調査を行った。解析については、特に鉛直方向の地盤振動が建屋内において水平方向への振動へと変化する現象を主眼に行った。	22年度～24年度		
環境研究センター	廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究			
	リサイクル製品の安全性についての検討	燃えがら等の廃棄物にセメント及び薬剤を加えて固化したりサイクル品の長期的な環境安全性を確認するために、各種試験法を実施した。	22年度～	
	廃棄物の適正処理技術に関する調査研究			
	最終処分場の廃止に向けた廃棄物安定化の調査研究	廃棄物層を非破壊探査する手法(電気探査及び電磁探査)の有効性を検討するため、最終処分場においてボーリングを実施し、廃棄物層の状態と物性を調査し、比較検討した。また、処分場に設置してある観測井において、浸出水の挙動及びその水質変化を追跡した。	7年度～22年度	
	化学物質の発生源に関する調査研究			
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場事業場の立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法に定められた特定施設を有する工場・事業場に対する立入検査において、試料採取・分析を実施し、排出基準遵守状況を確認した。	11年度～継続中	大気保全課と共同
	化学物質による環境汚染の実態及び汚染機構に関する調査研究			
	1. ダイオキシン類に係る大気環境調査	環境基準の定められているダイオキシン類について大気環境中の濃度を県内6地点で夏季と冬季に調査した。	11年度～継続中	
	2. ダイオキシン類の環境汚染の実態及び汚染機構に関する調査研究	高濃度の底質汚染が判明している市原港におけるモニタリング調査業務に協力した。	13年度～継続中	
	3. 公共用水域における化学物質実態調査	撥水撥油剤等として広く使用されている有機フッ素化合物のPFOS、PFOA及びその類縁化合物の汚染実態について、これまでに廃棄物最終処分場水処理施設の調査及び問題水域の調査を行った。	19年度～継続中	
化学物質の捕集及び分析方法の開発				
1. 化学物質環境実態調査(分析法開発・実態調査)	化学物質環境実態調査のために、高速液体クロマトグラフ/質量分析計を用い、クロロアニリンの分析方法の開発に取り組んだ。また、化学物質環境実態調査の初期環境調査、詳細環境調査(養老川)を実施した。	17年度～継続中		
2. 生物学的手法を用いた環境評価に関する研究	DNAマイクロアレイ法等生物学的手法を用いた環境モニタリング手法について東京大学と共同で開発・検討している。22年度は、化学物質(ダイオキシン類及び重金属類)のメダカ胚への複合影響についてバイオマーカー遺伝子の発現誘導を検討した。	16年度～継続中		

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考
環境研究センター	温暖化プロジェクト			
	地球温暖化がもたらす日本沿岸域の水質変化とその適応策に関する研究	千葉県太平洋沿岸部および東京湾について、公共用水域水質測定結果から最近27年ないし29年間の上層、下層について水温とCODの変化のトレンドをダミー変数を用いた重回帰分析によって検討した。さらに、太平洋沿岸部の気象観測所等で観測された気温についても同様の解析を行い、海水温変化のトレンドとの関連について検討した。上層水温は東京湾内では多くの地点で上昇傾向がみられたが、太平洋沿岸の地点では上昇/下降傾向はみられなかった。下層水温は東京湾内では上昇傾向、太平洋沿岸では3地点のみで上昇傾向がみられた。水温上昇傾向は多くの地点で上層よりも下層で認められ、またその上昇率も下層の方が上層よりも高かった。CODは上層、下層とも東京湾湾口部の1地点以外のすべての地点で下降傾向がみられた。太平洋沿岸部の気象観測所等で観測された気温は上昇傾向を示していたが、海水温との間にははっきりした関連は認められなかった。	20年度～22年度	全国25自治体研究機関、国立環境研究所、等と共同研究
	非特定汚染源に関する調査研究—閉鎖性水域の富栄養化対策として—			
	1. 畑地、水田、市街地等の土地利用別流出汚濁負荷原単位の算定に関する研究	畑地、水田等からの汚濁負荷原単位、流出率について、情報収集、文献調査等を行った。上流に人為汚濁の少ない河川水及び水田周辺の水質調査(平水時)の調査を行った。	20年度～22年度	農業総合研究センター、河川環境課
	2. 小規模事業場の排出負荷削減に関する調査	21年度に調査を行った県民センター夷隅事務所管内にある小規模飲食店(ラーメン・中華)の浄化槽10基の実態調査結果についてとりまとめた結果、油分による汚濁負荷が高かった。また、20年度に調査を行ったコンビニエンスストアのうち、6店舗について、油水分離阻集器設置による油分除去効果調査の予備調査を実施した。	20年度～22年度	県民センター
	3. 高滝ダム貯水池の水質改善に関する調査研究	高滝ダム貯水池の水質改善のため、畜産団地等流入汚濁負荷についての調査結果をとりまとめた。また、石神土壌浄化施設の改良のための委託調査について、受託者の指導を行った。	20年度～22年度	河川整備課、高滝ダム管理事務所、水質保全課
	水辺生態系に関する研究			
	1. 新たな指標の構築による河川総合評価手法の確立	昨年度までに作成した「千葉県版」の水環境指標を各種会議、会合等で県内市町村、県民に紹介するとともにHP等で公開した。協力してくれた県民より県内の水辺の調査結果がもたらされたのでそれについて解析した。	20年度～22年度	21年度まで水質保全課との共同研究
	2. 印旛沼・手賀沼に関する情報の整理と解析	引き続き、印旛沼・手賀沼の水環境に関する情報の収集・整理を行うとともに、印旛沼・手賀沼の水質の長期的な変遷について取りまとめた。	18年度～22年度	
	3. 画像解析処理によるプランクトンの分類および定量システムの開発	前年度の検討結果に基づき(高解像度画質の画像取得条件の検討、画像処理解析ソフトの処理条件の検討、各種プランクトンの特徴に基づく計測項目の検討、種類分類・集計プログラムの開発)、補完データの作製、検討を行い、各種プランクトンのデータベースを構築した。	19年度～22年度	千葉工業大学との共同研究
	4. 東京湾の千葉県沿岸域における未確認有害植物プランクトンのモニタリング	モニタリング調査は千葉県で行われている東京湾内湾調査地点において行い、海水および海底堆積物を採取する。実験室でこれら環境試料からDNA抽出を行い、対象種に特異的なDNAマーカーを用いて、リアルタイムPCR法により、有害植物プランクトンのモニタリングを行った。	22年度～24年度	国立環境研究所
	5. 東京湾の水質及びプランクトン優占種の長期変動とその要因に関する研究	1981年4月から2009年3月までの東京湾内湾部中央のプランクトン出現状況及び水質の長期変動の関連を検討した。表層環境の緩やかな改善を読み取ることができた。また、出現プランクトンの種の変化と栄養塩濃度及び無機態窒素/無機態りん比の変化の関連がうかがわれた。	20年度～22年度	
	6. 赤潮発生状況調査	東京湾の赤潮発生状況を把握するため、20回の水質及びプランクトン調査を実施し、水質常時監視調査などの結果も含めて赤潮の発生状況をまとめた。その結果、赤潮の発生しやすい4月～10月において、27回の調査のうち13回が赤潮で、発生割合は48%であった。	～継続中	
	7. 青潮発生時の現場調査	青潮発生時に溶存酸素、水温等を測定した。22年の青潮発生は9月9日～10日、9月15日～21日、9月24日～29日の計3回であった。9月15日～21日、9月24日～29日の2回の青潮により総計4720トンのアサリがへい死する漁業被害が報告されている。	～継続中	水質保全課と共同
	8. 三番瀬再生計画、手賀沼植生浄化事業、印旛沼水質改善事業に係る技術支援	三番瀬再生会議評価委員会の事務局として、自然保護課が担当する三番瀬自然環境調査の計画及び結果のまとめについて、調査委託会社の指導を行った。またデータベースの管理(閲覧者の対応・説明)を行っている。手賀沼の植生浄化事業(水質保全課)及び印旛沼水質改善事業(県土整備部河川環境課)に専門家委員として参画し、技術的な支援を行った。	～継続中	自然保護課、三番瀬再生推進室、水質保全課、河川環境課

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考	
環境研究センター	水質環境研究室	9. 市民と協働で行う水環境調査	市民と協働で河川や干潟の調査を行い、正しい調査方法や情報を伝えるとともに、ともに良い水環境再生について考える。22年度には下記の協働調査に参加している。 (1) 三番瀬自然環境合同調査、(2) 手賀沼流域協働調査、(3) 生協水辺のいっせい調査、(4) 印旛沼流域水草探検隊	継続	自然保護課、水質保全課、河川環境課、市民団体
		事業場排水・生活排水等の負荷削減手法に関する調査研究			
		1. 小規模食料品製造業排水の処理技術に関する調査研究	水産食料品製造業の活性汚泥を使用し、凝集剤である塩化第二鉄、PAC を最大100ppm 添加する実験を行った。その結果、無添加であると約 51%のリンが最初の1週間で溶出したが、塩化第二鉄、PAC の添加量の増加に伴い、リンの溶出が低下する傾向がみられた。	22年度～23年度	
		2. 問題事業場の排水調査とその処理対策の検討	・活性汚泥を流出させている豆腐製造業に警察と共同で立ち入りし、汚泥の引き抜きと脱水機の運転方法について指導した。 ・活性汚泥や未処理排水を流出させていた弁当製造業に警察と共同で立ち入りし、油分の適切な処理方法や活性汚泥の管理方法について指導した。 ・未処理排水を付近の排水路に放流し、周辺住民より苦情があった水産食料品製造事業所に対し、水質水量の実態を調査した。	～継続中	関連県民センターと合同
		3. 浄化槽のりん負荷削減対策に関する調査研究	家庭用の単独処理浄化槽、合併処理浄化槽に緩溶性の固形りん凝集剤を投入し、排水中のりん除去効果を調査した。いずれの浄化槽もりん凝集剤によるりん除去効果が見られた。	22年度～23年度	水質保全課
		啓発・環境学習・国際協力			
		1. JICA草の根技術協力事業ハノイ市水環境改善理解促進事業	平成19年から20年までの本事業フェーズ1に引き続いて、平成22年度からのフェーズ2が開始された。ハノイ市下水排水公社職員を対象に、下水処理場維持管理及び水環境に係る住民意識啓発について研修を行う。11月に研修生3名が来日し、3週間研修を行った。また、7月と3月に当センターから各1名が訪越した。	22年度～23年度	総合企画部政策推進室、下水道課、下水道事務所、水質保全課
		2. 水環境情報の収集・整理及びHP等による発信	公共用水域水質測定結果について電子化及び、データベース化を行った。また、研究センターのホームページコンテンツを更新した。	継続	
		委託分析機関等に対する技術指導			
		委託分析機関等に対する技術指導	水質保全課が事業場排水及び公共用水域の水質分析等を委託している分析機関に対し、委託仕様書の検討、クロスチェック、立入検査、野帳のチェック等の技術指導及び精度管理を行った。	～継続	水質保全課
		その他の依頼調査業務			
		化学物質環境汚染実態調査	姉ヶ崎沖合の海水及び底泥を採取し、基本項目(含水率、強熱減量等)を分析した。		環境省、大気保全課と共同
		地球温暖化防止プロジェクト			
		1. 上ガス(メタンガス)発生に関する調査研究	九十九里平野において、水田及び河川・池などの水域を中心に現地踏査を行い、上ガス発地点の分布を、明らかにし、上ガス発生量を推計し、温暖化防止に向けたガスの有効活用や爆発事故を起こさない持続的な土地利用等について検討する。22年度は東金市東部と大網白里町南部において、上ガス発生分布を現地調査により把握した。	20年度～24年度	水質保全課 保安課
		2. 地球温暖化に伴う海面上昇による浸水予測調査	現在の地盤標高図と最近の地盤沈下の傾向を基に九十九里地域を中心に2100年における潜在海域の予測分布図を作成し、浸水対策の資料とする。22年度は九十九里北部における近年の沈下傾向を調べ2100年時点での沈下予測を行った。	20年度～24年度	水質保全課 環境政策課
地盤沈下、地下水の涵養・枯渇に関する調査研究					
1. 地盤沈下・地下水位観測井による地下水涵養管理の研究	地盤沈下(地層収縮)及び地下水位の変化を知るとともに、地下水涵養管理を実施していく上での基礎資料を得るため、各観測井により地層収縮量と地下水位の連続観測を実施し、それをもとに地下水位年表、地下水位変動図、地層収縮量年表を作成した。また、関東地下水盆という大きな視点から、千葉県の地下水位変動を経年的に監視する目的で地下水盆の地下水位図作成のためのデータを収集した。 さらに、毎年水質保全課で実施している水準測量結果及び揚水量実態調査結果をデータベース化した。	～継続中	水質保全課		
2. 地盤沈下のメカニズムと地質環境資源の利用と保全に関する研究	天然ガス生産とそれに伴う地盤沈下状況を把握するための関連資料をデータベースに追加更新した。 また、東金市東部と大網白里町南部において上ガス発生分布を現地調査により把握した。さらに、大網白里の海岸において、大潮の干潮時に発生する潮だまりの白濁現象のメカニズムの解明等、上ガスに伴う地質環境変化に関する調査研究を行った。	59年度～継続中	水質保全課		
3. 地下水涵養および湧水と水循環に関する研究	下総台地の地下水涵養機構と涵養量の評価の基礎資料を得るために、降雨量と浸透量の継続測定を行った。また、成田市三里塚において常総粘土層を基底とする浅井戸によって宙水の地下水位の観測を行い、関東ローム層の涵養能力について検討した。	54年度～継続中	水質保全課		

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考	
環境研究センター	地質環境研究室	地質環境保全に係る地震・液状化および地盤変動に関する調査研究			
		1. 地震に伴う地層の液状化－流動化地質調査	地層の液状化－流動化による被害の未然防止にあたり、液状化－流動化のメカニズムの解明と予防・防止法の検討を行うための調査を実施した。22年度は、昭和62年千葉県東方沖地震時に液状化－流動化した千葉県美浜区稲毛海岸公園において、高密度の簡易貫入試験・ボーリングにより被害地の地質環境を把握し、人工地層の液状化－流動化のメカニズムを明らかにした。 また、地層粒子の種類と液状化のしやすさについて検討するため、自然地層粒子や人工粒子で構成された地層について液状化試験を行っている。22年度は、自然地層中の風化雲母の混入が、砂層の液状化強度に与える影響を調べた。 また、東日本大震災による液状化被害について現地を踏査し、取りまとめた。	62年度～継続中	水質保全課 消防地震防災課
		2. 地震と地質環境に関する研究	本県における地震活動と地震地盤変動特性に関する資料収集を目的として、研究所敷地内に設置している地震計の観測記録の解析を行った。また、県下100地点に設置した強震計及び計測震度計（県総務部・研究室）による強震観測を実施し、観測結果を取りまとめるとともに、観測記録を解析して表層地質と地震動の関係や、房総半島を中心とした地域で観測される長周期地震動について検討した。また、これまで集積してきた強震観測データを収録したCD-ROMをデータ利用希望者に提供した。	51年度～継続中	水質保全課 消防地震防災課
		3. 活地質構造・地質構造・地質層序に関する調査研究	県土は、関東地域の中でも基盤の上に堆積層が厚く堆積しているという地質的特徴を有することから、その地質環境に適した活構造調査手法の開発を図る目的で、活構造が存在する可能性のある地域において、過去の地震被害に関する資料等の収集及び地質学的な手法による調査を行い、活構造調査手法の検討を行っている。22年度は房総半島の水準点データを整理し、関東地震以後の変動傾向を検討した。 また、房総半島の地質構造を明らかにし、地震との関係や地殻変動を解明する。地質層序を確立し、これらの形成過程を明らかにし、地質環境の被害防止や地下水盆管理のための基礎資料とする。22年度は、幕張地域とその周辺をモデルに沖積層の深度分布について既存資料を検討し地質断面図及び沖積層基底面図を作成した。	8年度～継続中	水質保全課 消防地震防災課
		土壌汚染・地下水汚染等の地質汚染に関する調査研究			
		1. 市町村等への地下水汚染・地質汚染現場ごとの機構解明・浄化対策技術支援	市町村等が実施している約50箇所の地層汚染・地下水汚染現場において、研究室で確立してきた地質汚染の調査・対策法をもとに、技術面の援助・協力を行った。さらに市町村や県の職員を対象に地層汚染・地下水汚染の技術研修会を実施した。	61年度～継続中	水質保全課 関係市町村
		2. 硝酸性窒素に係る地質汚染の汚染に関する調査	山武地区及び海匝地区における湧水と表流水の高濃度硝酸性窒素の原因調査に協力した。地下水流動系・湧出機構を調査した。	15年度～継続中	水質保全課と 共同で実施
		3. 地層中における汚染物質の挙動に関する調査・検討	八千代市米本役山地区及び一宮町における透水層の酸化・還元状態を観測井で調査し、VOCsの自然減衰に関して検討した。	7年度～継続中	水質保全課 関係市町村
		4. 養老川中流域の地質汚染現場の浄化とモニタリングに関する調査	養老川中流域の産業廃棄物埋立跡地から汚染地下水が流出している現場の浄化対策とモニタリングに協力した。	11年度～継続中	水質保全課 関係市町村
		5. 残土石等処分場に係る現地調査・技術支援	残土石埋立地等からの地質汚染を防ぐため、立地予定地の地質環境現場調査を行い、地質汚染監視方法の検討と観測井の設置方法等について指導した。香取市本矢作での六価クロム地質汚染改良現場の地下水質監視を継続した。	10年度～継続中	水質保全課
地質環境に関する情報整理、その他の事業					
地質環境情報の収集・整理と活用	県内の地質環境情報を収集・整理し、これを各種地質環境問題に活用するものである。3年度から地質柱状図の整理・入力を実施しており、22年度末までに約35,000本を蓄積した。このデータベースは、各種地質環境問題の解決に利用されており、12年度以降は庁内各課での利用を進めてきた。また、県民が広く利用できるよう15年1月からインターネットによる公開を開始しデータの更新を行っている。	2年度～継続中	水質保全課		

研究機関名	調査研究事業	概要	研究期間	備考	
環境研究センター	企画情報室	環境保全・環境学習に関する調査研究			
		1. 市町村単位で CO2 排出量を把握するシステムの開発	資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」及び「都道府県別エネルギー統計」をもとに、市町村単位で CO2 排出量を把握する方法を作成した。作成した推定方法に基づき県内市町村の排出量を算出したところ、県内市町村では、千葉市、市原市、君津市が群を抜いて多く、次いで市川市、船橋市、袖ヶ浦市が続いた。いずれの市も製造業の割合が高く、市原、君津では90%を越えた。この作成した方法をエクセルプログラムについては、環境研究センターHPに掲載した。	20年度～22年度	
		2. 環境学習コーディネーター推進のシステム研究	平成21年度協働事業で提案された環境学習コーディネーター育成講座のプログラム案を具体化し、実証研究として講座を開催した。評価方法のあり方も含めて検討し、そのプログラムを改善した。	22年度～24年度	環境政策課、教育庁教育振興部指導課、環境パートナーシップちば、GONET、千葉自然学校、ELCoの会、千葉工業大学と共同で実施
	3. 県有施設における CO2 排出及び削減データの解析	県の環境マネジメントデータを活用し、県有施設における CO2 の排出量及び削減データの解析を行い、その削減可能性を検討（シミュレーション）した。	22年度～24年度	環境政策課	

イ 衛生研究所

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
衛生研究所	県内温泉掘削井（大深度掘削含む）の泉質及び化学成分に関する経年変動調査	県内の各地区から掘削深度、泉質等を考慮したうえで定点となる施設を選定し、それらの定期的な調査を実施することにより、県内の温泉成分の経年変動状況を早期に把握し、温泉行政に反映させることを目的とし調査する。	20年度～24年度	
	千葉県内の浴槽水等におけるレジオネラ属菌汚染状況	「浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施要領」に基づき実施したレジオネラ属菌検査について、データ解析を行い、その結果に基づき今後の行政指導（公衆浴場及び旅館・ホテル等入浴施設における浴槽水等の適正管理の推進）の一助とする。	21年度～23年度	

ウ 産業支援技術研究所

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
産業支援技術研究所	木質高充填複合プラスチックの製造技術	射出及び押出で成形可能な木質含有率70%以上の木質高充填複合プラスチックについて、各種評価方法の確立と性能向上を目的とする。県内バイオマスを原料とした木質複合プラスチックについて、強度や熱流動性を向上させるための添加剤の検討、実用化・普及をふまえたリサイクル性の評価などを行う。	19年度～22年度	産学官共同研究
	放電プラズマ焼結法を用いた安価な金属と二酸化チタンによる複合光触媒の開発	TiO ₂ のSPS焼結を行い、実用面を考慮しより安価な(1)金属や(2)酸化物とのハイブリッド化などを行い、半導体的特性に優れた焼結体の作製を行う。高機能で環境調和のとれた工業製品への応用可能な材料の開発を目的とする。	21年度～22年度	
	持続可能な循環社会に向けたプラスチック複合材料の開発	これまでの複合材料研究活動の成果を活用して新たに機能性材料の開発とその評価計測技術の確立を行うと共に、企業ニーズに基づく独自の製品開発を行い、新産業とイノベーションの創出を図る。また、研究開発においては、環境と産業を両立した環境調和型技術を提唱することにより、持続可能な循環社会の実現を目指す。	22年度～24年度	大学との共同研究

エ 農林総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
農林総合研究センター 森林研究所	農作物並びに土壌中重金属実態モニタリング調査	平成 22 年度は、県内全域の農作物と土壌の重金属含量を調査したところ、土壌汚染防止法の基準値を超えるものはなかった。	20 年度～24 年度	
	里山の利用目的別整備技術の確立	荒廃した里山を再生し、里山の持つ各機能を十分に発揮させるための保全や整備技術を確立するとともに、有益な活用方法を検討した。	13 年度～22 年度	
	森林の諸機能発揮に適した樹種の選抜	県内に残る希少樹種の一つであるヒメコマツの保全を図るため、雌雄花の着花状況、結実状況の調査を行った。また遺伝子保存のため、さし木試験を行った。	18 年度～22 年度	

オ 畜産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
畜産総合研究センター	効率的な畜産臭気低減化技術の確立	畜舎や堆肥化施設からの臭気発生状況を調査し、簡易でかつ低コストな脱臭装置の開発・実証を行った。養豚経営では、浄化槽を利用した活性汚泥式脱臭装置でアンモニア除去率 9 割以上、また、養鶏経営でも、資材吸着式脱臭装置で同じく 9 割以上の除去率を得た。	21 年度～23 年度	
	低濃度畜舎汚水の簡易浄化処理技術の開発	畜舎洗浄水等の低濃度汚水の簡易な方法による浄化を目的に、木炭を濾材として用いた散水濾床法の浄化能力を調査した。その結果、BOD 容積負荷を低負荷に設定することで、高い浄化能力が得られる可能性が示唆された。	21 年度～23 年度	
	家畜ふん堆肥の低コストで簡易な造粒技術及び成分調整技術の確立	堆肥の利用促進を目的に、既製の攪拌機を用いて簡易で低コストな造粒技術について検討した。その結果、バインダー（リグニン製剤）及び水分添加率が高く、攪拌時間が長いほど、粒度の大きい造粒堆肥が生産される傾向にあった。	21 年度～23 年度	
	家畜排せつ物のセメント製造燃料利用技術の開発	セメント製造用の燃料・原料に適合する家畜ふん堆肥の堆肥化方法を検討し、最適な副資材と配合割合及び効率的な堆肥生産方法を解明する目的で、養豚農家の現地調査を行った。その結果、ふん尿分離後副資材を使用して縦型密封コンポスト処理をした堆肥が成分・水分含量・熱量等の点から燃料用堆肥として使用できる可能性があった。	22 年度～24 年度	
	養豚経営における未利用資源の有効利用に関する研究	市販されている高タンパク質・高脂質エコフィードを豚の肥育全期間に給与した結果、肥育前期～後期のエコフィード配合割合が 10～10%であれば、対照区と比較して発育に差は見られなかった。肉質ではエコフィード給与区でオレイン酸含量が高く、リノール酸含量が減少した。この結果からエコフィード給与は前期 10%、後期 10%が妥当と考えられた。	18 年度～24 年度	
	未利用資源の養鶏飼料への応用の検討	市販されている 3 種類のエコフィードを、飼料原料として 15%配合し、白玉卵産出鶏に給与した結果、3 種類とも良好な結果を得、飼料としての応用が可能なが判明した。エタノール副産物であるトウモロコシ乾燥蒸留かす（DDGS）を飼料中に 10～15%配合した場合および飼料米との組み合わせによる給与を比較検討したところ、組み合わせることにより、産卵率の向上が期待できた。	18 年度～24 年度	

カ 水産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
水産総合研究センター	房総周辺海域における海洋環境の把握と特性解明	沿岸定線観測（31 定点）による資料、試験船、定期旅客船、漁船、人口衛星による海面水温資料から、高精度海況図（「関東・東海海況速報」）を作成し公表した。また得られた資料及び海況図に基づく黒潮離岸距離、冷水渦、暖水波及の数値化・データベース化により海洋環境の動態を把握した。	39 年度～	継続中
	外海浅海域の漁場環境モニタリング調査	外海浅海域における水質・底質、水温、海藻類に関するモニタリング調査を行い、漁場環境の現況と長期的な変化を把握した。22 年度は 6～8 月の水温が平年より低かった。	19 年度～	継続中
	東京湾海域における海洋環境の把握と特性解明	東京湾における定期的な海洋観測により、東京湾の水質環境モニタリングし、貧酸素水塊の消長やのり養殖環境などを明らかにした。また、「東京湾海況情報」、「貧酸素水塊速報」、「海苔海況情報」等の情報を漁業関係者に提供するとともに、ホームページ上で公開した。	42 年度～	継続中
	有害プランクトン（シャットネラ属）のモニタリング手法の確立	養殖業などに被害をもたらすプランクトンであるシャットネラ属プランクトンの東京湾における出現状況と表泥中のシストの分布状況を調査した。22 年度はすべての調査点でプランクトン、シストともに確認されなかった。	21 年度～24 年度	
	印旛沼におけるヨシ・ガマ帯の魚類再生産に関わる機能の解明	印旛沼において、産卵場および稚仔魚の保育場などの魚類再生産におけるヨシ・ガマ帯が果たす機能を解明するため、植生図の作成や産卵場調査、稚仔魚採捕調査、プランクトン調査、水質調査などを行った。	22 年度～26 年度	
	湖沼河川の魚介類資源動態の把握	印旛沼、手賀沼における魚介類資源の動態を把握するため、魚類、甲殻類の採捕調査を実施した。	51 年度～	継続中
	希少種保護増殖技術の開発	県内で減少している魚介類のうち、特にタナゴ類について、産卵母貝である淡水二枚貝の長期飼育に関する餌料試験を行った。	3 年度～	継続中

キ 中央博物館

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
中央博物館	重点研究：地域の音環境の記録および音声資料の共有を促進する地理情報ネットワークシステムの構築	Webブラウザで地図を閲覧し音を聞くことができる「地域の音が出る地図ネットワーク」の本システムがほぼ完成し、外部サーバーにより公開前の閲覧データ整備を行った。東日本大震災により、市民参加によるシステムの検証などを行う機会やシンポジウム開催を逸した。しかし、併設の360度パノラマ画像は提示できる状況になっており、さらに改善して最終年度に十分活動を繋げていく状況にある。	21年度～継続中	
	重点研究：海岸域における多様性の変化を探る一遺跡出土遺体と現生との比較から	千葉県では伊西市の馬場遺跡第5地点の大型土坑の貝類遺体を検討し、食用後のヤマトシジミを廃棄しながら、食用とは考えられないサビシラトリを意図的に割って播くような、これまで知られていなかった縄文時代の新たな精神世界を報告した。また、これまでの成果を、千葉県レッドデータブックとして報告した。琉球列島における本研究の成果を、分担執筆として、『先史・原次代の琉球列島～ヒトと景観～』にまとめた。宮崎県で正確な生息の確認されたオオシラナミに関して、読売新聞への返答が掲載された。	21年度～継続中	
	重点研究：千葉県内における維管束植物の分布変遷	(1) 標本11671点、分布情報13905点を得ることができた。調査ボランティアが発見した絶滅危惧植物スズカケソウは国のレッドデータブックで絶滅危惧IA類に選定され、徳島県でのみ生息が確認されていた希少種で、千葉県レッドデータブック追録で最重要保護生物に追加指定された。(数字は21年度からの累積) (2) 野草カード59セットを配布。理科教育学会山梨大会で発表。千葉市教育研究会理科部会で研修実施。	21年度～継続中	
	重点研究：生態園の生態系変遷	今年度は、QuickBird衛星画像や航空写真を購入し、生態園を含む周辺環境の過去からの変遷についての解析を進めた。さらに、生態園の舟田池の水質や生物管理についての研究を進めるとともに、これらの成果を印旛沼や手賀沼など他の湖沼にも応用する取り組みを進めた。以上の成果は、原著論文1報、学術報告書4報、教育普及書2報などの印刷物として公表し、学会や学習支援に関わる講演会等でも公表した。	21年度～継続中	
	地域研究：房総半島の地層の堆積環境の復元	館山市に分布する沖の島遺跡(沖積層)の形成過程を明らかにした。国際誌 Quaternary International に成果を発表した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総半島嶺岡帯の地質構造の解明	嶺岡帯内から新鉱物「千葉石」を発見し、国際誌 Nature Communications に報告した。また、嶺岡帯の延長である三浦半島葉山帯中の蛇紋岩の性質を検討し、学会で報告した。岩石標本約50点を採集した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総半島の脊椎動物化石の分布	上総群群市宿より産出より産出した魚類の顎化石について、ヒラメ類の上顎骨と同定した。さらに、同地層より採集したクジラの下顎化石について、友の会会員と共同研究を行い、ナガスクジラ類の下顎骨と同定した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の十脚甲殻類化石相	銚子の白亜系から十脚類化石の追加サンプルの収集・処理を進めるとともに、最上部中新統千畑層、更新統市宿層、完新統沼層などからの追加資料を得た。	18年度～継続中	
	地域研究：房総周辺の花粉・環境誌	中央区道場南のボーリングコアを花粉分析することにより、千葉市の古墳時代以降の環境変化を明らかにした。この結果は千葉中央博自然誌研究報告(2011)に掲載された。	18年度～継続中	
	地域研究：房総丘陵におけるタゴガエルの産卵場所に関する環境地質学的研究	主として養老溪谷沿いに生息するタゴガエルの越冬場所と産卵場所を調査し、繁殖状況を確認した。この成果は中央博物館および八街市図書館主催の講座で県民に公開した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総丘陵における河川の発達と河道の変遷に関する研究	特に小櫃川の河道の変遷について、空中写真や古地図を用いて判読を行った。	18年度～継続中	
	地域研究：白亜系銚子層群の動物化石相と生層序に関する調査研究	銚子層群産化石資料約60点(うち頭足類化石資料約10点)を収集し、一部資料についてクリーニング及び同定を行った。	18年度～継続中	
	地域研究：南房総周辺に分布する化石サンゴの分類と種の生態環境の解明	現地調査として関連資料のサンプリング及びクリーニングを行うと共に、沼サンゴ指定地の現状確認等を行った。成果報告等に関しては、袖ヶ浦市教委主催の科学論文作成指導時に「沼サンゴの化石産状とその意義等」について講演した他、中央博物館において解説を行った。	18年度～継続中	
	地域研究：房総のハチ類雑誌	清澄山系などでハチ類を中心に採集を行い、50種約300個体を採集し、標本を作成した。また、ハチ類やハチに寄生するネジレバネに関する学術論文4編を発表した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の魚類誌	房総半島を含む日本ならびに世界のフナ属の系統を明らかにし、その成果を BMC Evolutionary Biology 誌に発表した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の昆虫誌	日本昆虫分類学会誌にて、1新種 Eupiestes iriomotensis ワタナベミナミヒラタハネカクシを記載した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の貝類誌	房総半島東岸で貝類の分布調査を行い、千葉県新記録となるツブリボラ・ホソカゴメベッコウバイ等を確認した。印旛沼周辺の沖積層から得られたボーリングコア中の貝化石群について報告した。千葉市生涯学習センターの「ちばカレッジ」講師によって、一般県民に広く知ってもらおう努力した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の土壌動物誌	篠原圭三郎氏の多足類関連文献の一部約200点について、疑義のあった情報を補充しデータ入力した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の甲殻類誌	東京湾に生息するヨコエビ類の分類学的研究を東邦大学の学生と行い、約20種を同定した。また、この研究の過程で得られた標本を当館の資料として受け入れた。房総半島沖合の深海調査で採集された資料からエビジャコ科(1種)、オトヒメエビ科(1種)、コシオリエビ科(2種)の新種を発見し、査読月ジャーナルに公表した(Crustaceana. Natural History Research)	18年度～継続中	
	地域研究：房総の菌類誌	今年度は新たに573点の標本と323点の目撃記録を追加し、房総産大型菌類のデータを収集・整備した。採集された県内・国内の未報告種や未記載種については、標本化をおこない、継続して検討中である。	18年度～継続中	
地域研究：房総の地衣類誌	市原市産の標本に基づき、新種ノミノアオキノリを記載し、南房総市よりシラチャウメノキゴケを千葉県新産として報告した。また、共同研究員、市民研究員等と共同研究を行い、リトマスゴケ科、ウメノキゴケ科、レブラゴケ類等について研究した。	18年度～継続中		
地域研究：房総の蘚苔類誌	前年に続き、船橋市の蘚苔類を市民研究員と協働で調査し、ミヤコノケビラゴケなど、3種の県新産を含む43科92属135種を確認した。	18年度～継続中		
地域研究：千葉県の甲虫相に関する研究	県内各地で甲虫類の調査採集を行い、300点の標本を収集した。千葉市から絶滅危惧アサカミキリの生息を確認、大多喜町から千葉県初記録のモンハナノミについてに報告したほか、千葉県初記録の移入種のカメムシについても「房総の昆虫」に報告した。	18年度～継続中		

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
中央博物館	地域研究：房総丘陵の両生爬虫類相	養老川中流域においてタゴガエルの産卵場所を重点的に調査した。その結果、市原市古敷谷で産卵場所を新たに発見したことで、タゴガエル分布域の北限を更新することができた。	18年度～継続中	
	地域研究：房総丘陵の昆虫・クモ類相	昆虫標本約500点、クモ標本約30点を収集し、生態写真約100点を撮影した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総丘陵の維管束植物相	東京大学千葉演習林管内（清澄山系）の調査を実施し、約40メッシュの維管束植物を記録した。	18年度～継続中	
	地域研究：千葉県鳥類相に関する研究	千葉県を中心とした文献を閲覧し、千葉県全域の鳥類が約400種であることを確認した。また、海岸部の鳥類相の状況などを把握するため現地調査を行った。	18年度～継続中	
	地域研究：房総のイシサンゴ類誌	房総半島周辺を含む南日本海域のツツミサンゴ科の分類学的検討を行い、一新種と一日本初記録種を報告した。また、勝浦沖から分布北限となるニホンアワサンゴとキクメイシモドキを報告した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総半島周辺の刺胞動物相の解明	房総半島を含む日本におけるイソギンチャク類について、特に他の生物との関係性を重点に検討し、この成果を学術誌2編、学会発表2件、普及書1編にまとめ公表した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総の維管束植物誌	東大演習林のスタッフと共同で、2010年度10回の1泊2日調査をほぼ毎月行い、42メッシュすべてを調査した。大まかな演習林内の分布がわかるようになった。記録種数は、822分類群であり、千葉県全体の種数2786分類群の約30%にあたる。標本は309点採集し、収蔵庫に収めた。	18年度～継続中	
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する野鳥調査	平成22年度（2010年4月～2011年3月）、生態園一周ルートを歩く早朝野鳥調査（7：45～8：45）を全73回、野鳥観察舎から見える範囲で行う日中調査（8：45～16：15）を土日祝日に実施し、データ入力を2009年1月から2010年12月まで完了させた。2009年が64種9224羽、2010年は62種9067羽となり、2008年62種8353羽と比べ個体数は増傾向であった。	18年度～継続中	
	地域研究：房総半島におけるニホンジカの保護管理のための研究	個体数推定やモニタリングを行い、千葉県生物多様性センター研究報告で公表した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総のヒメコマツの保全生態学的研究	生育状況モニタリング、結実量モニタリング、樹幹注入試験、移植予備実験等を行い、県自然保護課と協力しつつ保全事業を実施した。	18年度～継続中	
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する総合研究	今年度は、重点研究課題（生態園の生態系変遷）として、QuickBIRD衛星画像や航空写真を購入し、生態園を含む周辺環境の過去からの変遷についての解析を進めた。また、生態園内の植物相データの整理を進めた。さらに、生態園の舟田池の水質や生物管理についての研究を進めるとともに、これらの成果を印旛沼や手賀沼など他の湖沼にも応用する取り組みを進めた。以上の成果は、原著論文1報、学術報告書4報、教育普及書2報などの印刷物として公表し、学会や学習支援に関わる講演会等でも公表した。	18年度～継続中	
	地域研究：照葉樹木の植生地理	今年度、研究分担者となっている科学研究費基盤研究B「攪乱環境下の東南アジア熱帯山地林におけるブナ科樹種多様性変動の解明」によってマレーシアサラワク州の熱帯山地林を調査した。また、印西市に断片的に残存する照葉樹林について現地調査を行った。研究結果は熱帯生態学会および、日本生態学会で発表した。	18年度～継続中	
	地域研究：千葉県における哺乳類各種の生息状況と生態	千葉県におけるムササビの生息の可否について、および千葉県のイタチ類の同定結果について、それぞれ千葉県立中央博物館自然誌研究報告に投稿・掲載された（Vol. 11(1)：37-49、Vol. 11(2)：15-18）。千葉県の希少哺乳類18種について、千葉県レッドデータブック動物編（改訂版）に執筆・発行された。平成21年にMammal study誌に掲載された千葉県におけるタヌキ・アライグマ・ハクビシンの食性重複に関する論文（英文）が日本哺乳類学会論文賞を受賞した。	18年度～継続中	
	地域研究：房総に自生する植物のフェノロジー	生態園、千葉市緑区、君津市高岩山などで、月1～2回、標識個体の定期的な観察を続け、系40種の草本植物についてその季節的な生長過程のデータを得た。	18年度～継続中	
地域研究：千葉県の水編環境と水生昆虫類の分布特性	早春に印旛沼、手賀沼の沖合の底生動物の調査を行い多くの知見を得た。これは、千葉県立中央博物館自然誌研究報告に投稿し、11(1)：1-9に掲載された。この過程で千葉県内の水辺から絶滅している種がいたことが判明し、千葉県レッドデータブックに反映された。水生昆虫の分布データを房総の昆虫等に3報投稿した。	18年度～継続中		
地域研究：房総に生息する生物の動画記録に関する研究	昨年度に行った先行研究の検討結果より、当面はDVテープにより映像を収集し、テープごとに撮影記録原簿を作成することにした。今年度は、おもに山のフィールドミュージアムが活動している三島小学校周辺や清和県民の森などで約1年間にわたり撮影したDVテープについての撮影記録原簿の作成を開始した。	18年度～継続中		

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区 分	項 目	目 標
1 大気汚染	浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準 ・浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 ・光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること。
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
2 水質汚濁	① ア 水質 ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 ・水質（水底の底質を除く。）：1年平均値が1pg-TEQ/l以下であること。 ・水底の底質：150pg-TEQ/g以下であること。
	イ 地下水 鉛 六価クロム 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値 ・鉛 0.01mg/l以下 ・六価クロム 0.05mg/l以下 ・四塩化炭素 0.002mg/l以下 ・1,2-ジクロロエタン 0.004mg/l以下 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/l以下 ・1,1-ジクロロエチレン 0.02mg/l以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg/l以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg/l以下 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/l以下
	② ア 河川 生物学的酸素要求量	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値 ア 河川 生物学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 5mg/l以下 D類型 8mg/l以下 E類型 10mg/l以下
イ 湖沼 化学的酸素要求量 全窒素 全磷	イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3mg/l以下 B類型 5mg/l以下 全窒素 全磷 III類型 0.4mg/l以下 0.03mg/l以下 V類型 1mg/l以下 0.1mg/l以下	
ウ 海域 化学的酸素要求量 全窒素 全磷	ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 全窒素 全磷 II類型 0.3mg/l以下 0.03mg/l以下 III類型 0.6mg/l以下 0.05mg/l以下 IV類型 1mg/l以下 0.09mg/l以下	
3 騒音	騒音	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) 第1に定める基準値 昼間 夜間 A A類型 50dB 以下 40dB以下 A及びB類型 55dB 以下 45dB以下 C類型 60dB 以下 50dB以下 ただし、次に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上記によらず下記の基準値とする。 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 60dB 以下 55dB以下 B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 65dB 以下 60dB以下 この場合において幹線交通を担う道路に近接する空間については上記にかかわらず、特別として下記の基準値とする。 昼間 夜間 70dB 以下 65dB以下
	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号) 第1に定める基準値 I 類型 70WECPNL以下 II 類型 75WECPNL以下

イ 地方公共団体等の講ずる措置に係る
事業費

ウ 事業者の講ずる措置に係る事業費

(19～22年度)

(19～22年度)

事業名		計画期間内 計画事業費 (百万円)	
公害対策事業	特別事業担 下水道整備	23	
	下水道整備	公共下水道等	132,185
		流域下水道	36,322
	廃棄物処理 施設整備	ごみ処理施設	19,586
		し尿処理施設	2,562
	監視測定体制設備	15	
	公害防止調査研究	275	
	その他	7,539	
	公害関連事業	公園緑地等整備	26,261
		交通対策	36,614
地盤沈下対策		471	
その他		2,362	
合計		264,215	

	計画期間内計画 事業費 (百万円)
大気関係	20,274
水質関係	12,788
騒音・悪臭関係	1,168
産業廃棄物関係	1,772
その他	19,216
合計	55,218

(6) 環境保全協定

ア. 環境保全協定締結工場 (23年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日
千葉市	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17
	JFE鋼板(株)千葉製造所	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17
	新東日本製糖(株)本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17
	サミット美浜パワー千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17
	(株)J-オイルミルズ千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17
市原市	昭和電工(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	キャボットジャパン(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17
	DIC(株)千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17
	旭硝子(株)千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17
	チッソ石油化学(株)五井製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17
	丸善石油化学(株)千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17
	コスモ石油(株)千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17
	電気化学工業(株)千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17
	日本曹達(株)千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17
	協和発酵ケミカル(株)千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17
	極東石油工業(株)千葉製油所	市原市千種海岸1	22.2.17
	東レ(株)千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17
	JSR(株)千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17
	三井化学(株)市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17
	出光興産(株)千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17
	出光興産(株)千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17
	東京電力(株)東火力事業所姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17
	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17
	日本板硝子(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17
	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17
	日立化成工業(株)五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17
	三井造船(株)千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17
	三菱製鋼(株)千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17
	三井製糖(株)千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17
	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17
	袖ヶ浦市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1
富士石油(株)袖ヶ浦製油所		袖ヶ浦市北袖1	22.2.17
吉野石膏(株)千葉第一工場		袖ヶ浦市北袖18	22.2.17
広栄化学工業(株)工場		袖ヶ浦市北袖25	22.2.17
日産化学工業(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17
日本燐酸(株)		袖ヶ浦市北袖14	22.2.17
東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所		袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
チヨダウーテ(株)千葉工場		袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17
吉野石膏(株)千葉第二工場		袖ヶ浦市南袖52	22.2.17
(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所		袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17
東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場		袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17
(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所		袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
吉野石膏(株)千葉第三工場		袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17
エコシステム千葉(株)		袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17
木更津市		(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2
君津市	君津共同火力(株)	君津市君津1	22.2.17
木更津市 君津市 富津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17
	新日本製鐵(株)技術開発本部	富津市新富1	22.2.17
計			48社57工場

イ. かずさ環境協定締結事業所（23年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6. 6. 21
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9. 11. 25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10. 12. 28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12. 11. 10
	クリエイション・コアかずさ入居者※	
	(株)天然素材探索研究所	13. 1. 12
	(株)ホンダ・リサーチ・インスティテュート・ジャパン	13. 1. 12
	かずさバイオインキュベータ入居者※	
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16. 6. 4
	帝國製薬(株)	17. 8. 26
	(独)製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14. 2. 13
	ソーラーシリコンテクノロジー(株)かずさ工場	20. 8. 19
	三愛プラント工業(株)	21. 7. 31
	(株)本田技術研究所 基礎技術研究センター かずさ分室	22. 1. 29
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14. 3. 29
	河村産業(株)かずさ工場	15. 5. 2
	児玉工業(株)本社工場	17. 7. 22
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18. 11. 1
	日伸精機(株)かずさ工場	20. 3. 28
	アウレオ(株)かずさ工場	20. 6. 23
	黒田精工(株)かずさ工場	20. 7. 14
	マナック(株)かずさ研究室	20. 12. 16

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

(7) 環境関係各種機関設置状況

ア 審議機関等

種類	名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審 議 機 関 等	千葉県大気環境保全対策専門委員会 (大気保全課)	8. 2. 22	千葉県大気保全対策専門委員会設置要綱	県における大気環境保全対策について専門的事項を検討する。	学識経験者 12名
	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 18名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 8名 (10名)
	環境調査評価専門委員会 (自然保護課)	9. 10. 1	千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る環境等調査に関し意見を述べるほか、環境調査評価に関する技術的な事項を調査審議する。	学識経験者 4名 (5名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 18名 関係地方行政機関(国) 5名 事業者の代表者 3名 住民の代表者 3名
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全部	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会 (廃棄物指導課)	10. 6. 17	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理計画に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	23. 4. 22	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(新事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名(10名以内)
	千葉県地質環境対策専門委員会 (水質保全課)	20. 4. 1	千葉県地質環境対策専門委員会設置要綱	地盤沈下及び地質汚染について、効果的な対策の実施に資するため、専門的な見地から意見を述べる。	学識経験者 7名 (8名以内)
	法に基づく 審査機関	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例 (公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。

(注) 定数と現員数に相違ある場合は()中に定数を示した。

イ 協議・協力機関

(ア) 各県との協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37. 10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係11都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38. 12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33. 10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係12都県市 国土交通省 水資源機構
関東地方知事会関東地方環境対策推進本部	46. 1. 1	関東地方環境対策推進本部設置要綱	関東地方の公害に広域的に対処するため、関東地方知事会に「関東地方環境対策推進本部」を設け、公害の発生原因を究明し、防除対策等の施策を強力に推進する。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係10都県13市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連帯的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55. 11. 12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境美化推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境美化推進連絡協議会規約	関東甲信越静 11 都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化の推進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市環境問題対策委員会	元. 11. 16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04. 12. 10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等 7 省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

(イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 3 市町 県 関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質及び生活環境の保全を図る。	関係 13 市町、県、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	関係 6 市町村、県、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
千葉県環境行政連絡協議会	47. 8. 2	千葉県環境行政連絡協議会会則	環境行政における県、市町村及び市町村相互の有機的な協調の保持を図るための連絡調整並びに環境担当職員の知識・技術の向上を図る。	県、市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 7 市 関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 4 市町 県 関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06. 10. 21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	関係 3 市町 県 関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県 関係 2 市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	関係 7 市町 県 関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	関係5市町村 県 関係団体
千葉県自動車交通公害対策推進協議会	05. 3. 26	千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱	千葉県における自動車交通公害防止対策の推進等について広く意見を聴取する。	県 学識経験者 国の関係機関 市町村代表 関係団体
千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会	06. 3. 25	千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領	行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、再整備の円滑な推進を図る。	委員 10名 (県、学識経験者、自然保護団体、市川市)
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等 6名 関係市町村 9名
千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)検討会	14. 8. 15	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 16名(県、学識経験者、関係市町、関係団体)
千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定検討会	16. 5. 28	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)検討会設置要領	鳥獣保護法第7条に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定や施策の効果検証及び計画の見直しについて検討する。	委員 19名 (県、学識経験者、関係市、関係団体)
石綿(アスベスト)対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び研究センター長等 16名 市町 16名
千葉港市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉港市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員(関係課長、関係出先機関の長、関係市) 7名 オブザーバー(国の関係機関) 2名
千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会	18. 7. 10	千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会設置要領	外来生物法第18条に規定する防除実施計画の策定や実行方法等について検討する。	委員 11名 (学識経験者、自然保護団体、動物福祉関係団体、関係市、県)
千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会	18. 12. 25	千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているアライグマの防除等有効な対策を検討する。	委員 12名 (学識経験者、獣医師団体等関係団体、関係市町、県)
千葉県キョン防除等検討会	19. 12. 3	千葉県キョン防除等検討会設置要領	外来生物法において特定外来生物に指定されているキョンの防除等有効な対策を検討する。	委員 11名 (学識経験者、関係団体、関係市、県)
千葉県廃棄物対策推進会議	21. 3. 25	千葉県廃棄物対策推進会議設置要綱	千葉県廃棄物処理計画の円滑な推進や改善に向けた検討を行う。	委員 10名以内 (学識経験者、県民、関係団体、事業者、行政)

(ウ) 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員(関係部長等) 13名 幹事(関係課長等) 19名
地下水汚染対策連絡会	59. 11. 22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長 11名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等 34名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長：知事 委員：副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整等を行う。	委員（関係課長） 20名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員（関係課長） 17名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長 23名
ダイオキシン類等問題連絡会議	09. 6. 9	ダイオキシン類等問題連絡会議設置要綱	ダイオキシン類等及び環境ホルモンに係る情報交換と施策の検討を行う。	関係課長 25名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長：環境生活部次長 関係課副課長等 10名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長：環境生活部次長 関係課長 16名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長 6名 幹事 関係課長 26名
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6名 幹事：関係課長等 19名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長） 32名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：各部局長

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。 S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。 H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	ふるさと木更津市に限りない愛情と誇りを持ち、力強く明るいまちづくりをすすめるため、市民憲章を定めます。 S62年11月4日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 H12年7月5日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしたち君津市民はたがいに手をとりあい、安らぎのある住みよいまちをつくる。 S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしたち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。 S49年10月1日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 町	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを造り、次代に引き継ぐことを町民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。 H22年9月1日

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6.12.21
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13.9.27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10.7.3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9.3.31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15.12.24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8.7.31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9.12.25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9.3.31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8.12.24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12.12.27
旭 市	旭市環境基本条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11.9.28
柏 市	柏市環境基本条例	H13.9.28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11.12.22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48.3.31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13.7.2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10.11.24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9.6.26 H17.9.30改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20.3.24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15.3.28
富 津 市	富津市環境条例	H16.3.26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15.10.1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
大 網 白 里 町	大網白里町環境基本条例	H14. 3. 29
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. . 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H10. 4. 1
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27

市町村名	名 称	制定日
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
大 網 白 里 町	大網白里町環境保全条例	H16. 6. 15
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 31
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7 (当初) H20. 9. 25
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H 元. 3. 28 H23. 3. 22 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H23. 3. 20 改正
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28 (当初) H17. 12. 26
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26
勝 浦 市	勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 4. 1
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
富 津 市	富津市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 (当初) H20. 6. 25
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市土砂等の小規模埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15

市町村名	名 称	制定日
多古町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 16
東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 21
大網白里町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 6. 12
芝山町	芝山町残土等による土地の埋立、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
横芝光町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
一宮町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 4. 1
睦沢町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 23
長生村	長生村小規模埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 9
白子町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 1. 1
長南町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
大多喜町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12
鋸南町	鋸南町土砂等による土地の埋立盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改定
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館山市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木更津市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8. 3. 29
松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野田市	野田市環境美化条例	H9. 3. 31
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成田市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東金市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13. 3. 31
旭市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習志野市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏市	柏市ばい捨て等防止条例	H9. 3. 28
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H15. 4. 1
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流山市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26
鴨川市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君津市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富津市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四街道市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印西市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白井市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富里市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝瑳市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香取市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
神崎町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多古町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東庄町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
芝山町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横芝光町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
睦沢町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白子町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 11

市町村名	名 称	制定日
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水源水質保全条例	H14. 10. 9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 26
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30
松 戸 市	川をきれいにする条例	H5. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
	佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例	H18. 6. 30
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15

市町村名	名 称	制定日
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
八 千 代 市	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30 H21. 3改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4 H18. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
大 網 白 里 町	大網白里町まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
九 十 九 里 町	九十九里町あき地の雑草等の除去に関する条例	S63. 9. 21
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 南 町	長南町を住みよくする条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 (H14.6見直し)
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	市川市環境基本計画	H12.2.21 (H23中に新計画策定)
船橋市	船橋市環境基本計画	H23.3
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H19.3.23
館山市	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H10.5 (H18.9改定)
木更津市	木更津市環境基本計画	H15.3.31
松戸市	松戸市環境計画	H10.3.31
野田市	野田市環境基本計画	H11.3 (H23.3新計画策定)
成田市	成田市環境基本計画	H12.3.26 (H20.3新計画策定)
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10.3
東金市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭市	旭市環境基本計画	H19.3
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏市	柏市環境基本計画	H9.3.31 (平成21年3月改訂)
勝浦市	勝浦市地域環境総合計画	H15.3.31
市原市	市原市環境基本計画	H18.3.31
流山市	流山市環境基本計画	H17.7
八千代市	八千代市第2次環境保全計画	H23.3
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13.3
鴨川市	鴨川市環境基本計画	H19.3
	一般廃棄物処理基本計画	H18.3
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境基本計画	H15.3
君津市	君津市環境基本計画	H17.3
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
富津市	富津市環境基本計画	H19.5.1
浦安市	浦安市環境基本計画	H17.1
四街道市	四街道市環境基本計画	H10.3
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H21.3
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31
印西市	印西市環境基本計画	H15.3.31
白井市	白井市環境基本計画	H14.3
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1
南房総市	南房総市一般廃棄物処理基本計画	H20.3
	南房総市環境基本計画	H22.3
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8
香取市	香取市環境基本計画	H21.3
大網白里町	大網白里町環境基本計画	H18.10.1
御宿町	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H10.3.27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市緑と水辺の基本計画	H9.12 (H14.11一部変更)
市川市	市川市みどりの基本計画	H16.3月
船橋市	船橋市緑の基本計画	H9.10 H19.10改定
松戸市	松戸市緑の基本計画	H10.12 (H21.3改定)
成田市	成田市緑の基本計画	H9.7 (H22.3新計画策定)

市町村名	名 称	制定日
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19.3
柏 市	柏市緑の基本計画	H8.3 H21.6改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21.3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18.3.31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15.3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11.7
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15.2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15.3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17.4.1
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18.1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7.3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H11.11
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9.8
大 網 白 里 町	大網白里町緑の基本計画	H15.3.18 H21.3改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化防止実行計画	H14年11月策定（H19年3月改定） 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組みを推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	千葉市地球温暖化対策地域推進計画	H16年3月策定 地球温暖化の防止に向けて温室効果ガス排出量の削減が必要なことから、市民・事業者・市が適切に役割を分担し、各主体が連携して総合的・計画的に地球温暖化対策に積極的に取り組む。 【削減目標】目標年度（2010年度）の温室効果ガス総排出量を現況年度（2000年度）より約6%削減し、可能な限り基準年度（1990年度）レベルを下回るように抑制する。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進など、地球環境に配慮した取組を実践してもらう。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化対策を促進するため、環境家計簿の結果を市に報告し、省エネに取り組んでいただく「ちば・エコファミリー（環境シェフ）」の募集を行った。また、より幅広い市民の方々に地球温暖化対策に取り組んでいただくため、身近な温暖化対策に取り組むことを宣言していただく「ちばし環境宣言」の募集を行った。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識を高めていただくため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	地球温暖化防止アドバイザー制度	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に地球温暖化防止アドバイザーを派遣した。
	住宅用太陽光発電設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電設備を設置する方に、その経費の一部を助成する。太陽電池出力1kWあたり3万円とし、上限額9万円（3kW）。
銚 子 市	銚子市地球温暖化対策実行計画	H20年3月制定。 本市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、H20年度からH24年度までの5カ年で基準年度（H18年度）比5%以上の削減を目指す。 一般廃棄物処理における環境自主行動計画（H22年8月制定）、水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）、下水道事業における環境自主計画（H23年3月制定）
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取り組みを示した細目協定からなる。H22年度末現在71事業所と協定。
	市川市エコライフ推進員制度	市から委嘱された30人のエコライフ推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	市川市地球温暖化対策実行計画	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。平成18年度からH22年度までに平成11年度比6%の削減を目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	平成12年度から実施。住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置費の一部を助成している。補助金額は出力値1kWあたり20,000円（上限100,000円）。
	公共施設への新エネルギーの導入	公共施設に太陽光発電や風力発電などの新エネルギーシステムを導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）	市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進するために平成20年度に策定した。 （平成28年度を目標年度として部門ごとに目標を設定）
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン）	市が環境への負荷を低減すると共に市民等を環境に配慮した自主的な取組へ誘導する目的で策定し、グリーン購入法及び地球温暖化対策に係る実行計画も併せた計画である。※平成23年3月改定。
	地球温暖化対策地域推進計画	地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「船橋市地球温暖化対策地域推進計画」をH20年3月に策定した。
	住宅用太陽光発電システム、住宅用高効率給湯器補助事業	H21年10月から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システム又は高効率給湯器を設置する費用の一部を補助した。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	H20年度から作成。出前講座等で臨時配布している。

市町村名	名称	内容
船 橋 市	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	H21年度から実施。市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣した。
	緑のカーテン	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテン作りができるようゴーヤの苗1,700本と手引きを配布し、併せてコンクールを開催した。
館 山 市	第二次館山市地球温暖化対策実行計画	H20年8月1日制定 第一次計画に引き続き計画を策定。計画期間はH20年度からH24年度までの5年間。 削減目標は基準年（H12年度）と比べてマイナス20%。
	館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kwあたり20,000円（上限80,000円）の補助。
木 更 津 市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定 本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
松 戸 市	松戸市地域新エネルギービジョン	行政だけでなく、市民、事業者が「新エネルギーの導入」を体系的、統一的に取り組めるような基本指針。 H15年3月策定
	松戸市地域省エネルギービジョン	市民、事業者、行政それぞれが自主的に自立して省エネルギーに取り組むまちをめざす。H18年2月策定
	松戸市役所地球温暖化防止実行計画	「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を再構築し、市役所全体の事務及び事業により排出される温室効果ガスの量で目標設定。H16年4月1日策定。平成23年3月改正。平成23年度より第二次松戸市役所地球温暖化防止実行計画として運用
	松戸市減CO2大作戦 （＝松戸市地球温暖化対策地域推進計画）	かけがえのない地球を健全な姿で未来にきつぐため、市民・事業者・行政が一体となって市全体で温室効果ガスを削減するための目標を掲げ、様々な事業（Ma tsudo戦略）を展開しながら、削減を目指す。 平成21年3月策定
	松戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの普及促進を図るため、平成21年度より実施。住宅用太陽光発電システムの出力1Kwあたり1万円（上限3万円）の補助
	松戸市電気自動車導入補助金	環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21・KES・エコステージ等）の認証を取得する市内中小企業者に対し、補助金を交付。平成21年度より実施。一補助対象事業者あたり50,000円の補助
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	電気自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり50,000円の補助。ただし、個人の場合は世帯に一台、事業者の場合は事業場一台とする。平成23年2月1日施行。
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。H19年4月策定
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。H19年4月1日策定
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。H14年3月策定（H20年3月第2次計画策定）
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	平成21年度から実施。出力1kwあたり3万円（上限12万円）。平成24年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸出（10台まで）。
佐 倉 市	環境家計簿	H18年11月作成。イベント等で随時配布。
	佐倉市地球温暖化対策地域推進計画策定	庁内組織として佐倉市地球温暖化防止対策検討会議を設置。市民からなる佐倉市地球温暖化対策地域推進計画検討懇話会を4回開催。H20年3月、計画策定。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画をH12年11月に策定、以後3ヶ年ごとに見直しを行っている。
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、平成22年度より実施。出力1kw当たり2.5万円（上限10万円）の補助。平成24年度まで。
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。（H21年10月策定）
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。（H21年6月策定）
	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し設置費用の一部を補助する。太陽電池の最大出力1kwあたり2.5万円。上限10万円。
	地球温暖化防止を考えるつどい	地球温暖化防止の市民啓発を行なうため、市民・事業者を構成員とする「実行委員会」を設置するとともに、企画運営を委託し、啓発イベントを実施した。 日時：H22年12月5日（日）13:00～16:00 場所：習志野市民会館 参加者：約400人
	地球温暖化対策啓発事業	地球温暖化防止の市民啓発を行うため、次のイベントを実施した。 ①「キャンドルナイトinならしの」 日時：H22年6月19日（土）17:00～20:00 場所：津田沼公園・モリシアセンターコート 参加者：約3,000人
柏 市	柏市地球温暖化対策計画	柏市地球温暖化対策条例第7条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の地域推進計画として、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するためにH20年3月に策定した。
	柏市エコアクションプラン	柏市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、温室効果ガス排出量削減を目標とした新柏市エコアクションプランをH20年4月に新たに策定した。
	柏市新エネルギービジョン	新エネルギーの一層の導入促進を図ることで、市の温暖化対策を効果的・効率的に推進するため、柏市新エネルギービジョンをH20年2月に策定した。
	地球温暖化補助制度	「地球温暖化補助制度」は、平成20年5月9日に制定され、省エネ設備の導入支援として、平成20年度より住宅用太陽光発電及び低公害車導入補助に加え、住宅用の温暖化対策機器（太陽熱利用機器・ヒートポンプ給湯器・ガスエンジン給湯器）などの設置導入にも拡大した。

市町村名	名称	内容
勝浦市	勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	平成22年3月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減目標を示し、排出抑制等を明らかにする。
市原市	市原市地球温暖化対策地域推進計画	H20年2月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。
	市原市バイオマスタウン構想	H20年2月公表。市のバイオマス利活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原市エコ・オフィスプラン[2009～2012]	H20年3月改定。市の地球温暖化対策の一環として、エネルギー消費の削減を重点施策とし、率先的に省エネルギーや省資源化を推進する。
	市原市住宅用太陽光発電システム設備設置補助金交付事業	H18年度から実施。住宅用太陽光発電システム1kWあたり2万円、最大8万円までの補助。(ただし、市内施工業者を利用した場合の特例、1kWあたり2万5千円、最大10万円まで)
	減CO2(ゲンコツ)の木プロジェクト	H20年10月より実施。市民が身近にできる地球温暖化対策の項目の中から、実践できるものを用紙(減CO2リーフ)に記入し、減CO2の木(ポスター)に貼りつけ、減CO2宣言をする。H22年度実績:2,428名による1,367,125gの減CO2宣言。
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H22年度実績:市内公共施設63ヶ所に設置。また、緑のカーテンを普及するため、市民、事業者の作った緑のカーテンに関するコンテストを実施した。
	ストップ温暖化講座	H20年度から実施。身近な地球温暖化対策の取り組みを紹介する。H22年度実績:参加者19組38名
流山市	流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成22年3月策定。市域の温室効果ガスの排出抑制を目的とし、そのために必要な、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策の策定と、市民や事業者が取るべき行動について定めた。削減目標:2020年度までに、2007年度と比較して20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成22年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。削減目標:2014年度までに2008年度と比較して10%削減する。
	流山低炭素まちづくり研究センター事業	平成21年より。温暖化防止のための各種の取り組みを有機的に連携させ、実践的な取り組みに関する検討と提案を行うことにより、流山市、市民、事業者等の関係者が、特に一般家庭を中心に温室効果ガスの排出量のより効果的な削減に取り組むようにするなど、主として民生部門の低炭素化を図ることを目的とする。
	緑のカーテン事業	モデル事業:自治会等を対象に地域ぬいぐるみでの普及を図るため、ゴーヤの苗1,400株程を無料配布。写真コンテスト:市民、事業者が設置した緑のカーテンの写真コンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。太陽光発電1設備につき5万円を奨励。
八千代市	八千代市率先実行計画	H13年4月に策定した八千代市率先実行計画の一部見直しを行い、現在、平成18年度からH22年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を展開している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	平成22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
我孫子市	あびこエコ・プロジェクトII(第二次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画)	H12年策定の第一次率先行動計画での取り組み結果を受け、H18年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H14年度から実施。補助額:太陽電池モジュール1kW当たり25,000円、4kWを上限とする。
鴨川市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	住宅用太陽光発電システム設置事業	平成21年11月制定。住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し補助金を交付する。太陽電池の最大出力1kW当たり2万円、上限8万円。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画	市自らが、1事業所として温室効果ガスの削減に取り組む。
君津市	第2次地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。H19年3月策定、計画期間:H19年度～H23年度
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kWあたり3万円(12万円を上限とする)
浦安市	浦安エコホーム事業	H15年度から実施していた住宅用太陽光発電システム(出力1kWあたり2.5万円。上限額10万円)に加え、H21年度から住宅用ガスエンジン給湯器(上限額4万円)、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(上限額3万円)、雨水貯留タンク(上限額1万円)を補助対象とした。
	第2次浦安市地球温暖化対策実行計画	H18年3月に策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。計画期間:H18年度～H22年度
四街道市	四街道市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制地球温暖化対策の推進を図る。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止を推進するため、本市の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減について実行計画を策定。
印西市	印西市庁内エコプラン	H15年3月策定。CO ₂ 排出量の削減目標を定め、庁内の省エネ、省資源に努める。
	印西市グリーン購入推進指針	H15年3月策定。製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
	太陽光発電システム等設置補助金	H17年度から実施。太陽光発電システム:1kW当り40,000円、上限160,000円の補助(平成23年度より)太陽熱利用温水機:機器1台につき30,000円の補助
白井市	白井市地球温暖化防止対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	環境家計簿の普及促進	地球温暖化防止対策の1つとして、日常生活からCO ₂ (二酸化炭素)排出量を減らす行動の実践とし、環境問題の意識付け、かつ家計の節約にも結びつけてもらうため、市ホームページに掲載、ダウンロードできるようにしている。

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	白井市住宅用太陽光発電システム設置費	太陽光エネルギーを利用した機器の利用促進を図り、地球温暖化防止などの環境保全に役立てるため、住宅用太陽光発電システムを設置した人に設置費の一部を補助する。kW当たり25,000円、上限額100,000円
富 里 市	富里市地球温暖化防止実行計画	H19年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H22年3月策定。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取り組みを推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	環境家計簿の普及促進	地球温暖化防止対策の1つとして、市のホームページから東京電力㈱のCO2(環境)家計簿を利用し、二酸化炭素削減の啓発・推進を行う。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校全児童等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22年度より地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
匝 瑛 市	匝瑛市地球温暖化防止実行計画	H21年2月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度(平成19年度)に比べて平成24年度までに6%以上の削減を目指す。
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画	H20年3月策定。市におけるすべての事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の現況を把握するとともに、排出抑制に向けた取組項目を設定し、これに基づいて職員一人ひとりが行動することにより、地球温暖化の発生抑制に寄与することを目指す。
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21.12.16 制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H22年3月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度(平成20年度)。計画年度(平成22年～26年度)。
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	平成21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
大 網 白 里 町	地球温暖化対策実行計画	H22.3月制定。町の施設等(町長部局の事務事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間:H22～26
横 芝 光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回不法投棄監視員と協力し、町内全域のパトロール及び広報活動による不法投棄防止と早期発見を行っている。 町雇用の環境美化推進員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	平成21年4月制定。長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス(二酸化炭素)排出抑制等の取組を実施することにより、村民・事業者の規範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的としている。
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。平成21年4月1日施行。

エ 保存樹木・保存緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。 保存樹木 616本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約246.8ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 13か所・約31.9ha 奨励金 20円/㎡(市街化区域)、10円/㎡(市街化調整区域)
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約(無償)を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。 12か所 約13.3ha
	谷津田保全活動協定の締結	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15年7月、「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域 25地区
市 川 市	緑化対策事業	「市川市都市美観の保持等に関する条例(昭和56年7月2日)」及び「市川市緑化対策事業補助金交付規則(昭和59年4月1日)」の規定に基づき、本市が行う緑化対策事業の協力者に対する補助。 <平成22年度実績> 交付対象面積 39.9ha 補助額 11,758千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等(費用の1/2、上限3万円)並びに立ち枯れ等の撤去(費用の1/2、上限20万円)に対する協定者への補助。 <平成22年度実績> 交付対象樹木数 158本

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林 30 円/㎡、樹木 5,000 円/本、生垣 100 円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48 年 9 月 29 日制定 H22 年度 支給総額 21,091 千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例に基づく基準により指定し、維持・管理の助成を行っている。 ・保全樹林地帯 546,723 ㎡ 20 円/㎡・年 ・特別保全樹林地帯 110,953 ㎡ 30 円/㎡・年 ・保護樹木 123 本 2,000 円/本・年 H22 年度実績 総支給額 13,971,093 千円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000 ㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林、借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は 90 円/㎡を支給する。 指定数：8 箇所 対象面積：43,069 ㎡ 支給額：1,187,621 円 (H22 年度実績) 「名木・古木」は、幹周、樹高に応じ 2,000 円～5,000 円/本・年を支給する。 指定数：23 本 支給額：72,000 円 (H22 年度実績)
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢 100 年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。(S50 年 7 月 1 日制定) 名木、古木 3,000 円/本・年、樹林・草地 3 円/㎡・年 (最低 3,000 円～最高 30,000 円) 平成 22 年度支給総額 474,030 円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217 ㎡ (年間：5,500 円+11 円/㎡) 都市環境保全地区：38,102 ㎡ (年間：5,500 円+11 円/㎡) 保存樹木：14 本 (年間：3,000 円/本)
	習志野市名木百選事業	「身近なみどりとふれあいながら学ぶ」をコンセプトとして、市民から公募した身近で親しまれている樹木を知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で選定し、「習志野市名木百選」として 73 本を指定している。
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区 (700 ㎡以上の山林)、保護樹木 (高さ 12m 以上、幹周 1m 以上)
市 原 市	保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例に基づく指定 (H22 年 3 月 31 日現在) 樹林保全地区：649,655 ㎡ (6 円/㎡) 野生動植物保護地区 2,066 ㎡ (6 円/㎡) 保護樹木：市街化区域内 137 本 (5,000 円/本) その他の区域：256 本 (3,000 円/本) ※1 奨励金 5,347,514 円 ※2 保護地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件 (高さ、幹周など) を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木 3,500 円/本、樹林 15 円/㎡ (対象面積 500 ㎡以上) (H22 年度末)：保存樹木 147 本、保存樹林 60,625 ㎡
八 千 代 市	環境保全林 保全樹木	市街化区域内の樹林、寺社の樹林 500 ㎡以上を有するもの。11ヶ所 37,950 ㎡指定 (H23 年 3 月 31 日) 保全林以外の樹林で幹周 1.2m 以上高さ 10m 以上であり、樹容美観に優れていること。43ヶ所 88 本指定 (H23 年 3 月 31 日) 緑化推進事業助成金 (保全林 30 円/㎡、保存樹木 3,000 円/本) 支給総額 1,402,500 円 (H22 年度実績)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保存緑地助成金 20 円/㎡ 総面積 247,422.64 ㎡ 保存樹木助成金 1,500 円/本 総本数 225 本 (H22 年度末現在)
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。(助成金+固都税額) 保全特別樹林 市街化区域 60 円/㎡ 調整区域 40 円/㎡ 合計 28,247 ㎡ 保全樹林 市街化・調整区域 30 円/㎡ 11,043 ㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000 円/本 23 本 (H22 年度末現在)
鎌 ケ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	鎌ヶ谷市緑の条例 (平成 5 年 12 月 22 日) 事業内容：美観風致の維持を目的とし、指定した保全林・保存樹木は、枯損の防止等の維持管理費として助成する。 保全林助成金：面積×30 円 (年額) 保存樹木助成金：1 本あたり 1,500 円 (年額)
	ふれあいの森報償費	鎌ヶ谷市みどりの条例 (平成 5 年 12 月 22 日) 事業内容：市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的とする。 報奨金：面積×30 円+都市計画税+固定資産税 (年額)
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定 (1,000 ㎡以上) や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率：1,000 ㎡につき 3,000 円、対象地区総面積：26,219 ㎡、支給総額：78,640 円 ・自然保存樹木 補助率：1 本につき 1,000 円 (年額)、対象本数：21 本、支給総額：21,000 円
	生垣設置奨励補助金	新たに生垣を設置する方に補助金を交付。2,000 円/m (40,000 円を限度) また、生垣設置の際ブロック塀等を撤去する場合にも補助金を交付。2,500 円/m (40,000 円を限度)
浦 安 市	保全樹林指定事業助成金	規則制定 S55 年 2 月 14 日 指定開始は、H11 年度より指定開始規則に基づき、保存樹木を制定し、保存と管理に要する経費を助成金として交付する。 樹木 1 万円/本・年 現在 30 団体 (神社寺管理団地・個人) H22 年度末 621 本、30 団体、総額 6,210,000 円

市町村名	名 称	内 容
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付する。 助成額：樹木 3,000 円/本・年 樹林 (1,000 m ² 以上) 3 円/m ² ・年、樹林 (1,000 m ² 未満) 一律 3,000 円 選定箇所：樹木 46 本、樹林 6 箇所 48 ヲ所 助成金支給総額：164,850 円 (H22 年度)
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成 1,500 円/m。ブロック塀等の撤去への助成 2,000 円/m ともに 30,000 円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額 2,000 円/m H22 年度実績 補助件数 10 件 補助金総額 334 千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき、指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木 1,500 円/本・年、樹林 5 円/m ² ・年 面積等：樹木 202 本、樹木 10.9ha、支給総額 849 千円
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付。特別保全緑地 総面積 35,639 m ² 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2 件 10,000 円/件（年額）

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積 500 m ² 以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 1,015 カ所 敷地面積 約 1,675ha 緑化計画面積 約 292ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 175 地区 約 615.5ha
市 川 市	都市緑地保全法による緑地協定	平成 22 年度累計市内 11 箇所 5.59ha
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500 m ² 以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H22 年度 緑化協定件数 (宅地開発に伴うもの) 93 件 49,640 m ²
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19 年 4 月 1 日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする (保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金 15 円/m ² +固定資産税相当額を交付する)。 指定面積：40,665 m ²
成 田 市	緑化協定	「緑化推進指導要項」により、事業区域が 0.3ha 以上の場合、緑化率の確保について事前協議を行い、緑化協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積の 20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地をみどりの広場として保全 (2) 所有者と土地使用貸借契約を締結 (5 年以上) (3) 事業実績面積 55,467 m ²
	緑地保存協定	敷地面積 500 m ² 以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。38 件 327,296 m ²
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約 5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約 7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約 2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約 1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積 500 m ² 以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 256,654 m ² (H22 年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,302,537.3 m ²
富 津 市	緑化協定	敷地面積 500 m ² 以上の工場等は、「協定の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	土地緑地法に基づき、一団の土地の所有者等の合意により、保全または緑化に関する緑地協定の締結を認可している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000 m ² 以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H22 年 3 月末現在) 実績 182ha (三者協定：72 事業所 二者協定：115 事業所)
白 井 市	緑化の推進	白井市開発事業指導基準により、市内で宅地等を開発する事業者は公園や緑地、広場の設置基準を設け緑化の推進を図っている。

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名称	内容
千葉市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすためにS59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市川市	(財)市川市緑の基金	市民その他の積極的な参加と協力による緑地の取得、保全及び緑化の推進のため、主に以下の事業を実施。 ・緑化の普及啓発事業(花の講座、園芸相談の実施等) ・緑化の推進事業(市民ボランティアへの支援等) ・緑化助成事業(生垣助成、屋上等緑化助成等) ・江戸川さくら並木整備事業
船橋市	(財)船橋緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もっと健康で快適なうらおいのある都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木更津市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松戸市	(財)松戸みどりと花の基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て都市緑化の推進を図る。H2年3月27日設立。 目標額 10億円 造成済額 4億7000万円
野田市	野田市みどりのふるさと基金	H23年3月に条例を改正し、新たに次の事業を追加(H23.4.1から施行) ・里地、里山その他の自然環境を保全し、又は活用する事業 ・人と自然が共生する地域づくりを推進する事業 ・緑のふるさと野田を実現するために必要な事業
佐倉市	(財)佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。S59年3月設立。
東金市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。目標額5億円、基金の造成実績184,128千円(H18年度決算)
習志野市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業 ・習志野市植木市の開催 ・緑化普及啓発 ・絵の絵画コンクールの開催(市内小学生対象)
柏市	(財)みどりの基金	・目標額 20億円 ・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
流山市	流山市ふるさと緑の基金	緑化思想の普及及び啓発。公園及び緑地の整備又は管理運営 (H22年度末) 477,800千円
我孫子市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H22年度末現在 177,000千円
鴨川市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：昭和60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
神崎町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきものの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物(レッドリスト)をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物(アライグマ、カミツキガメ)や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が全国で唯一生息している。 そこで、専門家を交えた検討委員会で得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳野鳥観察舎及び近郊緑地観察路の管理	千葉県からの委託を受け、行徳野鳥保護区域において、野鳥類の飛来地及び生息地としての環境が良好に保全されるように適正に管理・運営するとともに、多くの来館者に野鳥の生態観察とおして自然に親しむ機会を提供するなど、自然保護思想に普及に努めている。 さらに、行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
佐倉市	ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内にビオトープ(生物観察水路)を整備。(H10年度～) 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手繰川の植生浄化施設を管理。(H16年度～) 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。(H16年度～)
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。(面積3,680㎡)
習志野市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリズベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。
柏市	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月プラン策定

市町村名	名 称	内 容
市 原 市	市原市ビオトープ保全活動推進事業	H22 年度実績 5 団体 329,800 円 土地奨励金 84,800 円
流 山 市	生物多様性ながれやま戦略策定	平成 22 年 3 月策定。戦略に基づく施策・取り組みを推進。生物多様性シンポジウムの開催、モニタリング調査を進めるためのマニュアルを作成。
八 千 代 市	ほたるの里づくり事業	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。
	八千代市谷津・里山保全計画	平成 23 年 3 月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくため計画を策定し、施策を展開していく。
富 津 市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。
四 街 道 市	ホテル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
香 取 市	デジタル環境マップ作成事業(旧佐原市)	市内に生息する動植物について、既存文献・資料の整理や市民情報を収集することにより、その現状を把握し、また、これをデジタルでマップ化しホームページ等で広く市民に公開する。
い す み 市	源氏ぼたるの保護・育成	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタペ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
横 芝 光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
	湿生植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿生植物園（A-663 m ² ）を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿生植物を集めて育てている。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（S62 年 10 月 1 日施行）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（花見川、都川、坂月川）
銚 子 市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	EM 菌放流	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM 菌の散布
市 川 市	市川市生活排水対策推進員（みずアドバイザー）制度	市から委嘱された 10 人のみずアドバイザーが、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、平成 3 年～5 年度に春木川に流入する水路 3 ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設 1～3 号機）を設置した。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	S63 年度から公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置に対し補助制度を設け、H16 年度には単独処理浄化槽からの転換及び室素又はりん除去タイプの高度処理型浄化槽の設置補助を追加し、また H19 年度にはくみ取り式トイレからの転換補助を加えるなど公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	H6 年 2 月竣工。生活排水による汚濁の激しい海老川支流の高根川に浄化施設を建設した。（4,600 m ³ /日、BOD 10 mg/ℓ、SS 10 mg/ℓ）
館 山 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設整備事業	汐入川下流排水路接触ばっ気方式
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	生活排水対策浄化槽推進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。H22 年度補助実績 9 基
	家庭内浄化対策事業	市民自ら生活排水対策の啓発活動を生活排水対策指導員の協力のもと事業を実施している。（市民 18 名に委嘱）
	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（現在稼働 4 箇所 ⇒ 2 箇所停止、稼働 2 箇所）
野 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
茂 原 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。なお、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象入槽 5～50 人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。

市町村名	名称	内 容
佐 倉 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
東 金 市	合併処理浄化槽施設設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(旧飯岡町)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
	E・M活性液の投入・配布	浜勝浦川等市内河川の浄化を目的に、定期的に河川への投入や、家庭への配布を実施し、水質浄化と市民意識の高揚を図る。
勝 浦 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。	
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	河川管理	新川承水路にE・M菌を散布し、水質浄化を図る。
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙等による啓発を行なう。H19年3月に生活排水対策推進計画の改訂を行なった。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路(根戸・宿幹線)の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
	高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業	H16年度より実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨 川 市	E・M菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	海域、河川、排水路水質調査	市内河川、排水路、海域等の水域調査を実施。
	家庭用合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えするものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法：回転方式)
君 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖、片倉ダムの水質調査を実施。
富 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	河川等水質測定	市内4河川における水質測定を定期的に行っている。
四 街 道 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖 ヶ 浦 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	S58年度から年4回水質調査を実施。(鹿島川流域で7地点、高崎川流域で6地点)
八 街 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川を年4回水質調査を行っている。(7地点)
印 西 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川を年4回水質調査を行っている。(7地点)
白 井 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等を年4回水質調査を実施。(5地点) (二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富 里 市	河川水質検査	市内の河川(根本名川・高崎川・木戸川・江川)の8箇所を年3回水質検査
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根本名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
南 房 総 市	河川水質検査	市内の河川(根本名川、高崎川、木戸川、江川)の9箇所を年3回水質検査
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設:富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式。富山地区、久枝共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、高崎共同処理施設 処理方法は接触酸化方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	E・M菌放流・配布	白浜・千倉地区及び富山地区の河川や排水路にE・M菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査(7ヶ所)	

市町村名	名称	内容
匝 瑛 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部へ流れこむ都市水路を処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM活性液の放流及び同用水路周辺の家、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4カ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m ³ /日、BOD除去率60%以上。
山 武 市	河川水質調査	市内12ヶ所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川)
	浄化槽等設置事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S61年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23ヶ所・年2回)、工場排水水質調査。(3ヶ所・年2回)
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。平成15年3月26日告示第30号
東 庄 町	合併処理浄化槽施設設備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施
大 網 白 里 町	廃食用油再生処理事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、廃食用油を毎週日曜日回収し、石けんとBDFにリサイクルする。
	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独からの転換)を設けている。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川(木戸川、高谷川)の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施。(栗山川汚染防止対策協議会)
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。(H元年5月29日)
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱	H2年4月1日制定(生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。)
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等20箇所の水質検査を年1回実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15年12月5日
	河川水質検査(11カ所)	豊田川、一宮川
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設(接触ばっ気方式)、浜地区生活排水処理施設(接触ばっ気方式)
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにまく環境を改善することにより、きれいでおいしいのある生活環境を創造する。H3年3月30日制定
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名称	内容
千葉市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16年度に坂月川上流の休耕田を活用したピオトープを整備した。H17年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
船橋市	船橋市三番瀬クリーンアップ	船橋三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。H20年度参加者約1,000人
木更津市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松戸市	河川環境整備事業	河川環境の基で進めてきた坂川の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	河川清掃支援事業	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施（坂川）
成田市	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
	ふるさと川づくり事業	根木名川（寺台～土屋）及び取香川（東金山～関戸）の整備により、訪れる人々に親しまれる川、成田市のシンボルとなる良好な水辺環境の創出を行っている。
	河川愛護	利根川隣接地域の住民により、堤防敷の清掃を行い、地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出を推進している。
成田市	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市無形文化財）、低公害車の展示などを行う。H22年度参加人数：696人。甚兵衛公園（成田市北須賀）にて実施。
	印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H22年度800名参加。
佐倉市	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
習志野市	谷津干潟クリーン作戦	谷津干潟での清掃作業とアオサの除去作業を通じて、谷津干潟の理解と関心を深め、谷津干潟の保全を図る。H22年度延べ参加者数 268人
柏市	名戸ヶ谷ピオトープの活用	平成14年に整備した名戸ヶ谷ピオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流山市	宮園調整池整備事業	雨水調整の役割が終了した調整池を整備するとともに、河川から維持用水を導入し、野鳥が飛来する池として再生する。
我孫子市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
印西市	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、NPO法人の管理協力を得て、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。
香取市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川クリーンウォーキングの開催	市民参加による、黒部川周辺の清掃活動を実施。
横芝光町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心にボランティアや町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収作業を行う。
一宮町	長生地区九十九里クリーン対策事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられた、可燃ごみ、不燃ごみの回収作業を行う。（ただし、流木及び粗大ゴミ等は回収しない）
睦沢町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止めた川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長生村	長生地区九十九里クリーン対策協議会事業	毎年9月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。
白子町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年9月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子集団施設地区管理事業	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。
長柄町	稚魚放流事業	長柄町鶴谷 一宮川 平成23年7月29日実施
長南町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。（長南町地引：親水公園）

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名称	内容
千葉市	地下水保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取組むため、H18年3月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。平成23年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進していく。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11年4月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、長沼地区に浄化施設を5基設置し、地下水の浄化を行っている。
銚子市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
市川市	雨水の地下への浸透及び有用利用の推進	良好な水循環の保全や浸水被害の軽減を図り、かつ湧水や非常時の断水に備えた水資源としての雨水の有効利用を推進するため、「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有用利用の推進に関する条例（通称：市民あま水条例）」を平成17年7月に施行し、市民との協働により雨水浸透施設及び雨水小容量貯留施設の設置を進めている。
	あま水浸透推進モデル事業	雨水浸透施設の地下水涵養、湧水保全・復元、雨水流出抑制の効果検証、市民への啓発のため、平成17～19年度、特定地区に集中的に雨水浸透枡を設置した。その後、平成22年度まで雨量、下水道管内流量、地下水位観測を行い、平成23年度にその結果をもとに効果の検証を行う。
館山市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
木更津市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松戸市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所6箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、環境学習の教材や水循環の認識を高める。

市町村名	名称	内容
野 田 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するために実施。
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付する。
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
流 山 市	地下水水質調査	市内12ヶ所を選定し、地下水の水質調査を実施。
八 千 代 市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
我 孫 子 市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨 川 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君 津 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況の確認のため実施。年3回（8月、10月、2月） 測定項目（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー）
富 津 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
八 街 市	地下水水質調査	市内65ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印 西 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内10箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染浄化対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水曝気処理を行い、汚染浄化対策を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸15ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
匝 瑳 市	地下水水質調査	市内7ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内2地区、62ヶ所の飲用井戸を選定し、水質調査を実施。
山 武 市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査(20ヶ所)
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内5ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九 十 九 里 町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及び砒素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用の一部を補助。
長 柄 町	地下水水質検査	2箇所実施
長 南 町	熊野の清水の清掃	熊野の清水（名水百選）周辺の清掃活動。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名称	内容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業を実施する。（委託）
	家庭ごみの5種19分別収集	家庭ごみの5種19分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（5種類）、資源物（ビン（3種類）、缶、ペットボトル、古紙・布類（6種類））をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み（有料））している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集（10分別） 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	市川市リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切にする」心の醸成を目的として、家庭で不用となった家具等で使用可能なものを無料回収して、リサイクルプラザ内で展示販売を行っている。また、研修室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地としての講座の開催・情報提供等を実施している。
	12分別収集	平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ（大型ごみは戸別有料収集）
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥の原料として使用。できた堆肥はじゅんかん堆肥として販売（販売は、(財)市川市清掃公社の事業）。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル回収	市内に116か所にて拠点回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H21年1月1日より、可燃・金属類・ガラス類・ペットボトル・白色トレイ・古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）・飲料紙パック・プラスチック製容器包装・発砲スチロールの11品目に分別している。

市町村名	名称	内容
木更津市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、新聞は委託、その他のごみは直営収集している。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松戸市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル（粗大ごみのみ有料）
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。（紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル）
野田市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
茂原市	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成田市	分別収集	成田地区（6分別）：燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン・カン・ガラス、金物・陶磁器類、有害ごみ、粗大ごみ 下総・大栄地区（4分別）：可燃ごみ、ペットボトル、ビン・カン、不燃ごみ H20年度から使用済み天ぷら油の拠点回収を開始した。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体（自治会・子供会等）に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐倉市	分別収集	11分別（もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯）
	資源リサイクル	ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光灯
	資源回収報償金	ビン、カン3円/1kg、古紙、古繊維3円/1kg、紙パック3円/1kg
	ペットボトル回収	店頭回収（37ヶ所）により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。（委託事業）
東金市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。
旭市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類）及び粗大ゴミ（直接搬入）に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。（5円/kg以内）
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
習志野市	ごみの分別収集	15分別（可燃、不燃、有害4、資源物8、粗大）で収集。不燃ごみと資源物のうちビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザで選別、圧縮、梱包等の前処理を行っている。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金（5円/kg）、回収業者への補助（4円/kg）を実施。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザにおいてビン・缶類・ペットボトル、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。また、廃食用油から石鹸の作成等による啓発事業を行っている。
柏市	資源回収事業（柏地区） 〃（沼南地区）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。 資源品（古紙・古布・金属類・ビン）の収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は、柏地域は直営、沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
勝浦市	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施している（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック）。
市原市	分別収集	家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
	市原市リサイクルフェア	市民団体と事業者で構成する実行委員会が、フリーマーケット等のごみ減量とリサイクルに関する啓発事業を行う。
流山市	リサイクル活動「集団回収」	自治会、子ども会などの登録団体が行う資源物回収に報償金を、回収する業者には奨励金を交付。
	6種分別収集	H16年度から、「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ（びん・缶、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌・雑紙、布類）」、「有害・危険ごみ」の6種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座や教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール開催。粗大ごみとして出された家具・自転車の再生販売。
八千代市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	登録した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
我孫子市	資源化事業	資源の分別収集を10種17分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。平成20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的として平成15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。

市町村名	名 称	内 容
鴨 川 市	粉セッケンミニプラント貸出	廃油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。(1円/kg)
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品をもちより、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。(燃やせるごみ、金物類、ガラスセットモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール、白色トレイ、粗大ごみ)
鎌 ヶ 谷 市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。(年1回)
	有価物回収運動	S54年よりごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体(PTA)及び回収団体(有価物資源組合)へ奨励金を交付する。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破碎・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
富 津 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。(7円/kg)
	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
四 街 道 市	分別収集	10分別(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物(びん類)、資源物(缶類)、資源物(古紙)、資源物(繊維)、資源物(ペットボトル))
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している。
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体(区、町内会、子供会等)に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内13ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料としてリサイクルする。
	分別収集	資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。
富 里 市	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
	リサイクル品の販売	再生利用可能な廃棄自転車を修理し安価で提供する。
	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
南 房 総 市	分別収集	8分別(可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、体温計、紙パック)で収集。 家庭ごみを可燃ごみ、空き缶、金物類、空きビン、ガラス・せとの類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙・布類の9分別による、ごみステーションでの収集を行っている。また、粗大ごみを有料で、電話申込による戸別収集を行っている。
	バイオディーゼル燃料製造事業	市では、ごみ減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市内学校給食センターから廃食用油を回収し、公用車(ごみ収集車)の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用を行っている。
	『エコキャップ運動』(リサイクル運動)	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑳 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別(可燃、不燃、資源)で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香 取 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・缶・ペットボトル・ダンボール)の収集を実施。
	フリーマーケット	各種イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	指定袋制導入(小見川区、山田区)	【小見川区、山田区】 平成21年10月1日から小見川区、山田区について指定袋制を導入。可燃、不燃、資源(ビン、カン、ペットボトル、ダンボール)の分別収集を開始。 【佐原区、栗源区】 可燃、不燃、資源(ビン、カン、ペットボトル、紙類)の分別収集。

市町村名	名 称	内 容
山 武 市	資源回収運動奨励金事業	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。(3円/kg)
	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
い す み 市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(ガラスせともの類・金属類)、資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル・古紙類)の分別収集を実施。
	資源再生利用促進事業	各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。(3円/kg)
酒 々 井 町	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
	ペットボトル回収事業	協力店(3店)で回収し、リサイクルを実施。
栄 町	蛍光管、乾電池回収事業	協力店(蛍光管6店、乾電池7店)及び役場で回収し、リサイクルを実施。
	分別収集	5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。 制定：H10年7月1日
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1Kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
多 古 町	分別の種類	可燃、資源8分類(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回(10月、3月)古紙・衣類を回収する。
	フリーマーケットの開催	年2回(4月、9月)なのはな祭り及びコスモス祭りの一環としてフリーマーケットを開催する。
東 庄 町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類)の分別収集。
大 網 白 里 町	分別収集	分別収集については7種類(可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計)
	資源再生利用促進奨励金交付事業	昭和57年4月1日適用 資源の収集を町内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体に実施した場合奨励金を交付する。
	食用油回収事業	平成14年より実施 町内3ヶ所にて家庭で使用された食用油の回収。
	リサイクル回収倉庫	平成20年5月より売払い実施 町内4ヶ所設置(雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑紙回収)
九 十 九 里 町	生ごみ堆肥処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機：1世帯1基②コンポスト容器：1世帯2基③EM容器：1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基：購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
	資源回収運動	PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
芝 山 町	リサイクル	町内2箇所リサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
	廃棄物資源化回収事業	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。(3円/kg)
横 芝 光 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
横 芝 光 町	分別収集	光地域では、3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。横芝地域では、4分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ)で収集。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
長 柄 町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集(ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等)
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化を3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格(税抜き)の1/2、上限2万円、同一住居あたり1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税抜き)の2/3、上限3千円、同一住居あたり2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「ちば型」の資源循環型社会実現を目指して、小売業者等とごみ減量のためのちばルール行動協定を締結。リサイクル推進基金を活用して、古紙のステーション回収等を実施。
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	焼却ごみ量の1/3にあたる10万トンを削減して、3清掃工場から2清掃工場体制への移行を目指す。分別の徹底に取り組み、特に雑がみの分別について、普及啓発を行った。
	指定ごみ袋制度	ごみの減量、分別収集の徹底、事業系ごみの混入防止、作業員の安全確保の観点から、H7年1月より家庭ごみ指定袋を導入。 ・可燃ごみ(特大、大、中、小)…半透明 ・不燃ごみ…透明
	粗大ごみの有料化	H10年8月より実施。

市町村名	名称	内容
銚子市	資源ごみ集団回収	60 団体が資源ごみを回収、その量に応じ、団体及び資源回収業者に奨励金を交付。
	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付。
	銚子市使用料及び手数料条例	・指定ゴミ袋（袋に収集処理料を加算）H16 年 10 月 1 日施行 可燃袋（200相当）15 円/枚、可燃袋（300相当）20 円/枚、可燃袋（450相当）30 円/枚、不燃袋（450相当）30 円/枚、資源袋（450相当）10 円/枚 ・粗大ゴミ収集運搬処理手数料 15kg 以下のもの 500 円、15kg を越え 30kg 以下のもの 1,000 円、30kg を越え 45kg 以下のもの 1,500 円、45kg を越えるもの 2,000 円
市川市	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）制度	ごみの 12 分別収集が始まる前年度の平成 13 年度に、市から委嘱された推進員が、ごみの減量化とリサイクルの徹底を推進するために設置された。 <平成 22 年度実績>じゅんかんパートナー 267 人 報酬 1,000 円/月
	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器と電気式生ごみ処理機の購入費の一部を補助している。 <平成 22 年度実績> コンポスト 52 基 ※購入費の半額(上限 3,000 円) 電動式生ごみ処理機 51 基 ※購入費の 3 分の 1(上限 20,000 円)
船橋市	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト・WM 容器等：1 世帯につき 2 基まで購入価格の 1/2 上限 3,000 円で助成。 生ごみ処理機：1 世帯につき 1 機まで購入価格の 1/2 上限 20,000 円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H14 年 10 月から実施。350 円～
館山市	指定ゴミ袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入（H14 年 7 月～）。 H21 年 1 月 1 日より料金改定 45ℓ（50 円/枚） 20ℓ（30 円/枚） 10ℓ（20 円/枚）
木更津市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1 世帯 2 容器まで、密閉容器は 1 世帯 3 容器まで助成。助成額は、1 容器につき購入価格（消費税等を除く）の 1/2 の額で 6,000 円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1 世帯 1 機までで購入価格（消費税等を除く）の 1/2 の額で 25,000 円を限度。
松戸市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の 1/2（上限 6,000 円） 生ごみ減量化機器 購入金額の 1/3（上限 20,000 円） （平成 22 年度実績） 2,090,000 円
野田市	指定ごみ袋制度	年間 130 枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（200:85 円/枚、300:125 円/枚、400:170 円/枚）
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など 13 項目を対象に協力をお願いしている。
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂原市	コンポスター設置助成事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM 容器を補助額を差し引いた価格で販売。
	電動式生ごみ処理機購入費補助事業	電動式生ごみ処理機の購入価格の 1/2 を助成。（上限 18,000 円）
成田市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（4 種類）、収集料金：無
	家庭用ごみ減量器具設置補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐倉市	生ごみ減量化促進事業	コンポスト容器補助 2,000 円又は購入費×1/3 生ごみ処理機補助 上限 10,000 円又は購入費×1/4 発酵菌容器補助 2,000 円又は購入費×1/3
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビンその他紙・プラスチック）
	買物袋持参運動	買物袋を持参して協力店で買い物をすると、40 回で指定ごみ袋 10 枚と交換。
東金市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額 2.5 万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（450:35 円/枚、300:25 円/枚、200:15 円/枚）
旭市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の 1/3 で、15,000 円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用（大 300:450 円/10 枚、小 150:250 円/10 枚）、不燃用（450 円/10 枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック 各 250 円/10 枚）
習志野市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会、環境美化推進員の設置。
	マイバックキャンペーン	市内 72 の店舗の協力を得て、レジ袋をこたわった利用者に抽選応募券とポイントを付与、レジ袋の削減とごみの減量への意識の醸成を図った。
柏市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/2、上限 1 万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/3、上限 1 万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （可燃ごみ、容器包装プラスチック類、柏地域）（燃やすごみ、プラスチック系ごみ、沼南地域）
勝浦市	生ごみ処理容器等補助事業	当市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20 年 7 月より実施。（200:20 円、300:30 円、400:40 円）
市原市	生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（1 基）の 1/2 で限度額 3,000 円、1 世帯あたり 2 基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1 基）の 1/3 で限度額 20,000 円、1 世帯あたり 1 基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。

市町村名	名 称	内 容
流 山 市	生ごみ肥料化処理器購入補助	生ごみ肥料化処理器（コンポスト容器等）、生ごみ処理機器（電動機械式等）の購入費の一部を補助。平成22年度末で終了。
	生ごみ処理機モデル事業	市内小学校（4校）に業務用生ごみ処理機を設置した試行事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定。
	廃棄物減量等推進員	地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付けている。
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成12年7月1日より実施。（40ℓ→24円、30ℓ→18円、20ℓ→12円、10ℓ→8.5円）
	粗大ごみ有料化	平成17年7月1日より実施。
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機（本体価格の1/2、上限30,000円）コンポスト容器（本体価格の2/3、上限3,000円）ボカシ容器（本体価格の2/3、上限3,000円）
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙バックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。 H23年度未現在の認定事業所は105。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限30,000円）。 EM生ごみ処理器購入費補助金（購入費の1/2の額。上限3,000円）。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ50円/450袋、20円/200袋（袋代別）
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8年10月 粗大ごみ1点につき840円
	買物袋持参推進運動	S63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
	生ごみ処理容器等購入費助成制度	S61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
君 津 市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみ袋について、世帯に対し一定枚数を無料で配布し、それを超えた場合は購入する。 小袋:90円/枚、中袋:135円/枚、大袋:180円/枚
	剪定木等の堆肥化事業	剪定木の処理手数料 50kg以下の場合は10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度3,000円、1世帯2容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、容器包装プラスチック袋にてごみを回収（15円/枚）。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付。（購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで）
	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	H13年10月。助成金の額は購入額の1/2とし、20,000円を限度とする。
浦 安 市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日より事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日より資源物の事業系有料指定袋を導入した。（燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円） また、受益者負担の適正化とごみ減量意欲の向上を目的に、クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物処理手数料が変更になったことに伴い、事業系少量一般廃棄物指定ごみ袋の価格も変更になった。（燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋280円、22.50袋140円、資源物（びん・缶・ペットボトル用）450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円、差額シール15円、60円）
四 街 道 市	生ごみ処理容器等購入設置助成	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2（限度額25,000円） 生ごみ処理容器 購入額の1/2（限度額5,000円1世帯2基まで）
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物すると20回で可燃ごみ指定袋（小）5枚と交換
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取り組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
袖 ヶ 浦 市	ごみの有料化・指定袋制導入（家庭ごみ）	H13年7月より燃やせるごみ、燃やせないごみについて実施（20ℓ:11円、30ℓ:13円、40ℓ:16円）
	袖ヶ浦市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。一般家庭から廃棄される生ごみの減量化の促進を図る。
	ごみの減量化・資源化協力店制度	ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化協力店」として認定。H7年10月から実施。
	不用品情報交換	市ホームページに不用品情報を掲載。
	マイバッグ利用促進運動	協力店でレジ袋を辞退し、ポイントを集めると100円の割引。
	剪定枝粉砕機貸出	剪定枝粉砕機を貸し出し、チップや肥料として再利用してもらう。

市町村名	名 称	内 容
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック
	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみ処理容器:購入金額の1/2、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の1/2、上限25,000円の補助
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機:購入金額の2/3、上限40,000円の補助
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	不用品交換	不用品交換コーナーの設置。(リサイクル情報広場)
	ごみ分別推進事業	スーパーや公民館等での啓発活動の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
白 井 市	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種
富 里 市	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円～1,750円 H19年4月1日から開始
	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスビン、ペットボトルの4種。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器購入者に対し、補助金を交付する。
南 房 総 市	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をリサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図る。
	ごみ指定袋	可燃ごみ 450:50円/枚 300:40円/枚 200:30円/枚 100:15円/枚
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器 購入価格の1/2 上限3,000円 EM生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ処理機 購入価格の1/2 上限30,000円 ※1世帯当たりコンポスト容器及びEM生ごみ処理容器はあわせて2基まで、生ごみ処理機は1基まで
匝 瑳 市	レジ袋削減運動(3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布したり、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
香 取 市	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
	エコバッグ運動	レジ袋削減のため、イベント時のエコバックの無料配布。(エコバック1,000枚作成)
	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
山 武 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正	H20.10.1 廃棄物処理手数料「家庭廃棄物用指定袋(可燃ごみ用)」の改正 旧佐原市及び旧栗源町 大袋1袋につき40円。中袋1袋につき30円。小袋1袋につき20円
	可燃ごみ袋の有料化	【小見川区、山田区】 平成21年10月1日から可燃ごみ袋の有料化開始(大:51円、中:40円、小:28円) 【佐原区、栗源区】 可燃ごみ袋代に処理手数料上乗せ(大:40円、中:30円、小:20円)
い す み 市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。(1/2以内。2万円限度)
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(大)10枚/500円 可燃・資源(カン・ビン・ペットボトル)ごみ袋(中)10枚/300円
	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)
栄 町	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装用の2市2村の共通指定袋制を実施。
	生ごみ処理容器等購入設置	生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限25,000円 1世帯1基 制定:H9年4月1日
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体(自治会・子供会等)資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙、繊維類、びん類、金属類 制定:H4年4月1日
神 崎 町	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大45円 中25円 小15円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中30円 小15円、粗大ごみシール 100円
	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
多 古 町	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の1/2(最高25,000円)を補助する。
多 古 町	ごみの有料化	可燃ごみ袋:40円、不燃ごみ袋:40円、資源ごみ袋:20円

市町村名	名 称	内 容
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2(3万円を限度)として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(指定袋有 有料):大40L 51円/枚、中30L 40円/枚、小20L 28円/枚 不燃ごみ・資源ごみ(指定袋有 無料):市場価格 紙類・衣類(指定袋無 無料)
大 網 白 里 町	家庭ごみ処理の有料化事業	平成21年10月1日施行 可燃ごみ袋 特大:350円 大:250円 小:150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや町広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ごみ処理機の購入者に対し、購入額の1/2(限度額:コンポスト3,000円、生ごみ処理機10,000円)
	指定ごみ袋制度	燃えるごみ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一犬1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器(コンポスト・密閉容器)購入費の1/2(100円未満切捨て)5,000円限度。 生ごみたい肥化機器(電気式生ごみ処理機)購入費の1/2(100円未満切捨て)20,000円限度。
横 芝 光 町	ごみの有料化	光地域は、可燃(大)40円/枚、(小)20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源(袋)20円/枚、資源(シール)20円/枚。 横芝地域は、可燃(大)40円/枚、(小)30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚(粗大処理料は1品200円)。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金2,000円+従量料金(100kgごと)400円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	電動生ごみ処理機購入助成	電動生ごみ処理機を購入した世帯に対し、購入金額の1/3を助成する。(上限20,000円)
	資源再生利用奨励金	ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。(3円/kg)回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類。
一 宮 町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置事業	生ごみ肥料化容器購入に要した経費の1/2、限度額3,000円、1世帯につき2基を補助する。
睦 沢 町	生ごみ減量化対策事業	電動式生ごみ処理機 購入額の1/2(限度額20,000円) H3年4月1日
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化を図るため購入し、設置した者に対して補助金を交付。 電気式生ごみ処理機(日最大処理量1.5kg以上のもの) 購入額の1/2以内で限度額30,000円、1世帯当たり5年度につき1基まで
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋 20L:350円/10枚、30L:500円/10枚、40L:650円/10枚(購入金額の中に、一部収集手数料を添加している。) 不燃ごみ袋 170円/10枚(収集料金の添加なし)
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。 (コンポスター:購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機:購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基)
長 柄 町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト1基2,350円の補助金 1家庭2基以内 補助金の交付を受け設置後、5年以上経過した者
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限(2基まで) EMポリバケツ 購入価格(2個セット)×1/2で2,000円上限(2セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
大 多 喜 町	指定ごみ袋	収集可燃ごみ 有料 袋 大50円 小30円
	生ごみ処理機購入費補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1基当たり15,000円を限度に購入価格の1/2を補助する。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト:購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一世帯2個まで 生ごみ処理機:購入額の1/2以内、限度額30,000円
鋸 南 町	指定ごみ袋	可燃ごみ1枚あたり20L:30円、45L:50円

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	H17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境モデル校として指定し、環境保全に関する各種の活動を実践してもらう。
	エコ体験スクール	小学生を対象に、民間団体を活用した参加体験型の環境学習を開催した。定員40人で6コース(各行政区で1コースずつ)。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催した。
	環境情報紙「エコライフちば」	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年2回(各4,000部)発行した。

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	環境教育教材等作成事業	小学校（4～6 年生）を対象とした「ちばキッズエコ調査隊エコエコ大作戦」及び中学生を対象とした「中学生のための環境学習ハンドブック」を作成し、配布した。（各 10,000 部作成）
	ごみ分別スクール	小学校 4 年生を対象に、3 R 等についての参加体験型環境学習を開催する。 ＜平成 22 年度実績＞ 実施校 市内 123 校 参加者数 8,930 人 予算額 2,257,500 円
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師（職員）を派遣し出前講座を実施（参加人数 30 人）
市 川 市	いちかわこども環境クラブ	小中学生の自発的な環境学習を支援するために運営している。それぞれが目標を決めて行うグループ活動のほか、全体活動として発足式・活動発表会・親子環境教室などを行っている。 ＜平成 22 年度実績＞ 登録団体数 26 団体 登録者数 599 人
	市民環境講座	環境問題を身近な問題としてとらえてもらうための講座を実施している。 ＜平成 22 年度実績＞ 開催回数 10 回 参加者数 延べ 243 人
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。＜平成 22 年度実績＞ 回数 10 回 対象者数 延べ 1,039 人
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、毎年環境情報交流会を開催している。＜平成 22 年度実績＞ 参加人数 54 名 予算額 0 円
	リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設（ごみ処理施設）の見学ツアーを実施した。＜平成 22 年度実績＞ 親子対象 実施回数 1 回 参加人数 延べ 33 人 市民対象 実施回数 1 回 参加人数 28 人
船 橋 市	セミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらの調べ方を学ぶ入門コースと公園のぬけがらを調べる実践コースを実施した。（H20 年度）入門 2 回/62 名、実践 59 名 115 千円。
	船橋環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展や体験実演、発表会等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。（H20 年度）約 4,100 人、478 千円。
	自然散策会	H15 年度に作成した「ふなばし自然散策マップ」を使い、マップ作成者と共に自然散策を行う。H16 年度より年 3 回実施。（H20 年度）各回約 20～30 人、43 千円
	三番瀬生き物調査	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。（H20 年度）36 人、36 千円。
館 山 市	三角コーナー用切り紙袋配付事業	小学校 4 年生に水切り紙を配布し家庭排水の浄化を働きかける。
	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、最優秀賞を翌年の環境美化カレンダーに掲載。（応募点数 340 点）
	市内一斉清掃	5 月に市民とともに散乱ごみの収集をし、ポイ捨禁止を呼びかける。（6,000 人参加）
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会・老人会・婦人会などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実施していただくことを目的とした出前講座を行った。＜平成 22 年度実績＞開催回数 29 回 参加者数 785 人
木 更 津 市	リサイクルフェア	平成 22 年 11 月 23 日に木更津市民会館フェスティバル及び生涯学習フェスティバルと共催でリサイクルフェアを開催。参加人数約 12,000 人。リサイクル促進ポスターコンクール、フリーマーケット、資源ごみ回収、ごみ減量・リサイクル啓発パンフレット配布、生ごみから作ったたい肥の配布、ゲーム等を実施。
松 戸 市	（財）松戸みどりと花の基金野鳥観察会	野鳥は自然のバロメーターといわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然とのかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内及び県内で講師 3 名により実施している。
	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。（H22 年度 187 名参加）
	河川見学会	公募により河川見学会を開催し、環境について学習を行う。（H22 年度）
	水環境学習	市内小中学校・団体の依頼により実施（H22 年度 2 回実施 延 101 名参加）
茂 原 市	環境学習講座	①地球温暖化問題等についての出前講座 小・中学校対象 2 回実施、一般団体対象 2 回実施（H22 年度）
		②ごみ減量・分別についての出前講座 小・中学校対象 4 回実施、一般団体対象 2 回実施（H22 年度）
茂 原 市	夏休み企画 楽しく学べる体験学習	平成 22 年 8 月 18 日実施。参加者全員で手鏡を使ってソーラークッカーの原理を学習。ソーラークッカーを実際に使用しているアフリカ人の様子から、地球温暖化防止の必要性を学ぶ。 参加人数：小学 4～6 年生 20 名、スト温長生 5 名、予算額 0 円
成 田 市	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 H22 年度 講師「森田正光氏」 テーマ「異常気象と環境問題～異常気象は何を訴えているのか～」 参加人数：216 人
	屋形船による印旛沼自然観察会	屋形船に乗船し、印旛沼に直接触れて楽しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらう。 H22 年度参加人数：49 人
	坂田ヶ池自然観察会	豊かな自然と水に親しめる坂田ヶ池総合公園（成田市大竹）において、子どもを対象とした自然観察会を開催することにより、自然に触れ合う楽しさと自然環境保全の大切さを学習してもらう。 H22 年度参加人数：24 人
	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。H22 年度 9 回開催。参加人数：392 人
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。（H22 年度 2 回実施 延べ 19 名参加）
	印旛沼公開講座	「温故知新一いんば沼の水利用、大丈夫か！いま、あした…」講義式講座を実施。（H22 年度 4 回開催 延べ 195 名参加）
旭 市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクル～身近なことから始めよう」	市民（10 人以上で構成された団体、グループ等）からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習 志 野 市	小学生の環境施設での環境学習	市内全 16 小学校の 4 年生を対象に、市内の環境関連 3 施設の環境学習を実施している。清掃工場・リサイクルプラザにおいて「ごみ処理とリサイクルの現状」を、谷津干潟自然観察センターでは「ラムサール条約と干潟の生き物」についての学習を実施した。
	自然観察会	自然環境保全の大切さを認識し、自然保護意識の高揚を図ることを目的に、市内の緑地空間において自然観察会を開催している。
	2010 習志野市市民環境大学～3 大学連携講座～	一般市民を対象として、本市に立地・隣接する東邦大学・日本大学生産工学部・千葉工業大学の 3 大学との協働により、『持続可能な社会造り』をテーマに全 7 回の講義を開催。参加者人数 136 名（22 年度受講生実数）

市町村名	名 称	内 容
柏 市	手賀沼流域フォーラム	H22年10月9日(土)「よみがえれ ふるさとの沼・川・里」をテーマに講演会等を実施。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。 参加者 30名 柏市環境ステーションへ委託。
	パネル展示	平成22年6月1日(火)から平成22年6月7日(月)まで、「地球温暖化への取り組みと生物多様性の保全」をテーマに、そごう8階連絡通路でパネルを展示。
	柏の水辺めぐり	手賀沼や流域河川の浄化のため手賀沼船上見学や浄化施設の見学を実施。
勝 浦 市	特別公開講座	4回実施し、環境問題に関するテーマで講座を開催した。
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20年2月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	エコフェアいちはら	環境の月の主行事としてH21年6月27日に開催。各種団体による環境保全活動の展示・実演、フリーマーケット等を実施。来場者数約6,000人。
	自然観察会	巨木めぐり(32)、ホテル観察会(73)、子ども昆虫教室(46)、いちはら自然教室(雨天中止)、野鳥観察会(新型インフルエンザ拡大防止の為中止)、スターウォッチング(52)、水辺の観察会(雨天中止)を実施。 ※()内参加者数
	市民環境大学いちはら	平成21年10月10日開校。全8回。受講者約60名。市全域をエコキャンパスとして活用し、自然環境やクリーンエネルギー等について学ぶ。
	環境保全推進絵紙展	環境をテーマにした絵紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。H21年度応募総数2,010作品。
	市原市子ども環境サミット	環境活動発表、講師と児童による話し合い、約束宣言を実施する。(新型インフルエンザ拡大防止の為中止)
	Eco・Lab・Ichihara	体験型の環境学習。22年度は、自動車からの窒素酸化物排出量の測定、廃食用油を使用したキャンドル作り、およびアサガオを用いた光化学スモッグ被害の観察をした。
流 山 市	ピオキッズ10	生物多様性について、子どもや親子を対象に、楽しみながら学べるイベントを実施。(平成22年10月16日)
	市民環境講座	市民環境講座：5回延べ228名参加 市民出前講座：5回実施。参加人数176名
	いきものジャパン・サミット	生物多様性地域戦略を策定した自治体が集い、情報交換や自治体間の連携・交流、ネットワークづくりを図るために開催。参加人数212名。(平成22年7月31日)
八 千 代 市	子ども環境学習	小学校5・6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を2日間行なった。参加者30名(H21年7月22日、23日実施)
	環境モニター施設見学会	環境モニター等による環境施設の見学会を行い、環境意識の高揚を図る。参加者29名(H21年8月28日実施)
	昆虫展	水辺の自然環境調査(H14年3月)時に採取した昆虫標本の展示。(H21年7月29日～8月6日まで実施) 来場者314名・期間中に学習会を開催した。(7月31日)参加者20名
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校5年生を対象に実施している。(平成22年度は344人が参加。予算1,100千円)
	手賀沼ふれあい船上見学会	一般市民を対象とした船上見学会を実施し、手賀沼に対する理解を深め、浄化に対する意識の高揚を図る。(平成22年度は68人参加。予算は上記「手賀沼船上学習」を含む)
	水辺の環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(平成22年度は7回実施、参加者133人。予算50千円)
鴨 川 市	環境ポスター展	市環境週間中に、市内小学生が作成した環境ポスターを展示。
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ヶ 谷 市	子ども環境学習講座	小学生を対象とした環境保全啓発事業として実施。
	市民環境講座	成人を対象とした環境保全啓発事業として実施。
	講師派遣事業	市職員を環境学習会の講師として派遣。
	環境フェア	環境保全意識向上を図るため、市民環境団体、事業所、行政によるパネルの展示や活動報告、映画の上映を実施。
君 津 市	環境フェア	リサイクル推進ポスター展、剪定木堆肥試供品配布、パネル展示(不法投棄の現状・地球温暖化防止)
	消費生活展	生ゴミ処理機、ビン類リサイクル等の展示、市内河川等の水質に関する資料展示
	学校版ISO認証事業	H18年4月から実施 本制度は、市内の小・中学校でISO14001に準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画・行動・点検・見直しの仕組みが構築され、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会 参加人数30名
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。
	環境学習	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくための環境学習関連講座を行う。(環境学習、自然体験講座など)
	環境学習基本方針	平成22年3月策定。 家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。
袖 ヶ 浦 市	暮らしと環境を考えよう in 袖ヶ浦	市民と事業者・行政が一体となって環境イベントを開催し、地域における環境保全活動のあり方について問題提起、環境問題への取り組み方を紹介。
	環境学習講座	年4回 環境に関するテーマについて 参加者毎回約30人
	自然散策会	(年2回 袖ヶ浦市内 参加者毎回約30人)
印 西 市	印西市自然探検隊	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	環境学習講座	市民の環境保全意識の高揚及び環境学習の充実を図ることを目的に、自然環境の保全など環境に関するテーマを定め学習する講座を開催する。参加人数：5講座 180名。
	しろいエコノート（小学生環境家計簿）	環境学習の一環として、こどもエコノートを作成し、小学校3年生に配布。
	小学生と福祉作業所の生徒との協働学習	水質浄化学習としてEM団子を作成し、金山落及び富士水路に投入。水質浄化経過を観察する。
	第9回環境フォーラム	H23年2月26日開催テーマ：「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」～白井の気象変動と環境のお話～ 内容：基調講演、事例発表、パネルディスカッション。
	ごみ処理・リサイクル施設見学会	・ごみの処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することによって、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
富 里 市	クリーンセンター見学会	市クリーンセンターの施設を見学する。（随時実施）
	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示を行う。
	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
南 房 総 市	市民環境大学	様々な環境問題に対する学習及び日常生活における環境活動の実践を促進するとともに、「エコリーダー」として環境ボランティアへの参加や普及の役割を担う人材を育成する。（H22年度 全7回講義、参加者59名）
	環境学習会（一般市民向け）	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用して、学習会を実施。（H22年度 H23.1.22開催、参加者62名）
	環境学習会（小・中学校向け）	学校環境学習として、H20年度より小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。（H22年度 9校、参加者342名）
	東京電力㈱環境・エネルギー講座開講	東京電力㈱の協力で、市内小学4～6年生を対象に、『環境・エネルギー講座』を実施している。（H22年度 3校、参加者68名）
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品22点を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。（H22年度 参加者627名）
環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。（H22年度 参加者403名）	
香 取 市	香取市環境フォーラム2010	H22年7月4日開催 テーマ：未来へバトンタッチ 豊かな自然を生かした水と緑 内容：基調講演・活動報告 参加人数：約100人 同時開催イベント：環境川柳・パネル展
い す み 市	環境学習会	市民を対象に環境への認識をより深めていただくための環境学習会やボランティア活動等を実施する。
多 古 町	環境学習講座	幼稚園児及び保護者を対象にゲームを交えながらごみ分別講座を実施。学校及び団体の要望により環境学習、ごみ分別講座を実施。
	ごみ分別隊	中学生に町のイベント時、会場内の清掃、会場内のごみステーションで9種類の分別をし、来場者へ指導してもらう。活動を通してごみ分別を学び、リサイクルへの関心を深めることを目的とする。
東 庄 町	環境ブース設置による環境PR活動	11月3日開催の地域イベントにおいて、環境ブース（電気自動車の設置、節電アンケート）を設置し、環境のPR活動を行った。
長 南 町	自然環境学習	私たちが生活する身近な場所（水辺）に住む貴重な動植物とふれあい、自然の大切さを学ぶことを目的に実施。

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で直接経費の90%（限度額15万円）を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日より実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚 子 市	きれいなまちづくり環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。（H20年3月3日制定）
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。（H12年10月制定）
市 川 市	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワークで、平成12年5月に発足した。 ＜平成22年度末実績＞ 登録数 34 団体
	環境活動団体支援事業	市民や市民団体の自発的な環境活動を推進するため、民間団体の活動を支援する。登録した団体を対象に、講師の派遣・教材等の貸出・情報提供等を実施している。＜平成22年度末＞ 登録団体数 33 団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設（雨桶取付型、浄化槽転用型）、雨水浸透施設（浸透樹、トレンチ）を設置する市民に助成を行っている。 ＜平成22年度実績＞ 助成件数 貯留施設 19件 浸透施設 1件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756,000円を限度としている。 平成22年度の補助設置基数は118基。
館 山 市	河川浄化活動補助金	住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。

市町村名	名称	内容
松戸市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額 320 千円 (H22 年度 72 町会 39,452 世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数 20 名以上(助成金は経費の 1/2 以内で 5 万円を限度とする) 補助金額 600 千円 (H22 年度 12 団体)
茂原市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及び P T A が行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成田市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5 万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	じんかい集積所設置費補助金	じんかい集積所等を新設、改造する区・自治会等に補助金を交付する。
佐倉市	佐倉市環境ボランティア育成事業	地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を育成・支援していくため助成。補助対象経費の 1/3 (限度額 30 万円)
旭市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏市	柏市市民公益活動補助制度	ボランティア活動やまちづくりに関連する活動など非営利かつ自主的な市民公益活動を行う団体を対象に補助金を交付。
		①立ち上げ支援(たまごコース):活動事業費の 9/10 で上限 10 万円
		②自立支援(ひよこコース):活動事業費の 1/2 で上限 50 万円 ③連携支援(かるがもコース):活動事業費の 1/2 で上限 50 万円
勝浦市	環境保全ポスター・標語の表彰	ポスター・標語を通じて環境保全の意識高揚を目的に実施
	不法投棄監視パトロール	民間警備会社に年 32 回の夜間パトロールを業務委託
市原市	市原市水辺美化活動事業補助金	市内の河川敷等において、美化活動を行う団体に対し、その経費の一部を交付する。H16 年 4 月 1 日施行。
	3 R 推進月間ポスター表彰	3 R 推進月間(10 月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を進呈する。
流山市	地球にやさしい住宅設備設置奨励金	地球温暖化対策として、「太陽光発電設備」「太陽熱温水器」「C O ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器」及び「ガスエンジン給湯器」等を設置する市民に対し、奨励金を交付。H20 年度当初予算額 800 万円
我孫子市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	平成 23 年 3 月 31 日制定。市内に所有する家屋等の建築物の敷地内に、150 リットル以上の雨水貯留タンクを設置しようとする者に補助。補助額:1 基につき 30,000 円(2 基以上の場合は 50,000 円)を限度。
鴨川市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。(1 施設につき購入費の 1/2 の額。上限 25,000 円)
富津市	環境浄化対策事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内 4 団体に補助金を交付する。
浦安市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四街道市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者:個人・団体 10 名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
	自然環境保全市民活動支援事業	自主的に自然環境保全活動に取り組む団体及び当該活動を協働して行う土地所有者に対し、生物生息空間の保持又は復元に必要な事業に係る経費に対し補助金を交付する。
袖ヶ浦市	住宅用太陽光発電システム設置補助	地球温暖化対策として、環境にやさしい自然エネルギーの普及を目的とし、太陽光発電システムを設置する市民の方に対し予算の範囲内で補助金を交付する。1kW 当たり 3 万円 上限 12 万円
	雨水貯留施設設置工事補助金	水資源の有効利用の推進及び降雨時における浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設を設置し又は既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
印西市	環境保全に関するポスター・標語の表彰	ポスター・標語を通じて、現代の環境及びごみ問題についての意識の高揚、また資源循環の大切さと呼びかけ、ごみ減量化・再資源化を広く推進し、啓発することを目的に実施。
白井市	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富里市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の 1/3 の額 上限 18,000 円/か所
南房総市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22 年 7 月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。区域の世帯数に 200 円を乗じ、行政区に対しては上限 50,000 円、地区に対しては上限 500,000 円とする。
香取市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。対象団体:香取市民環境ネットワーク 補助金額:1/2 最大 100,000 円
	香取市黒部川地域環境保全協働事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。対象団体:黒部川をふるさとの川にする会 補助金額:1,000,000 円
山武市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。(1/2 以内、20 万円を限度)
いすみ市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。(旧岬町)
東庄町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。

市町村名	名 称	内 容
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る資材費の全額。(上限、新築 30 万円・増改築 20 万円)
長 生 村	長生村合併処理浄化槽設置事業費	制定 H2 年 4 月 1 日 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	南白亀川及び周辺地域の環境美化及び水質保全活動を実施している「南白亀川を守る会」に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	S51 年 1 月 11 日告示 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の 2/3 以内で予算の範囲内
長 南 町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	不法投棄監視パトロール	不法投棄の監視員 5 名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。) 有価物回収重量 3 円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1 施設につき事業に要する経費の 1/2 以内とし、25,000 円を限度。

ソ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11 年 2 月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官 OB を採用し、監視強化を図る。
	不法投棄監視カメラの設置	移動可能な不法投棄監視カメラを 3 台リースし、不法投棄が多発又はそのおそれがある場所に効果的に設置する。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。 平成 22 年度は 19 分野 249 品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は 93.5%で、概ね目標を達成した。
	ISO14001 環境マネジメントシステムの取組み	平成 14 年 3 月、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得し、現在市役所本庁舎をはじめ 20 施設を対象に運用している。市川市環境基本計画の重点施策・事業を環境マネジメントの対象とし、環境保全を推進している。(平成 23 年 2 月に認証登録を返上し、自主運用している)。市川市クリーンセンターでは、平成 12 年 2 月に認証を取得し、取り組みを推進している。(平成 23 年 2 月に認証登録を返上し、自主運用している)。
	屋上等緑化補助事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。<平成 22 年度実績> 補助件数 5 件 緑化面積 85 m ²
船 橋 市	清掃工場における ISO14001 の取組み	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとして ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス(リサちゃん号)の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
	不法投棄対策事業	市職員による不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに郵便局・NTT 東日本・東京電力・京葉ガス・京葉地区タクシー運営協議会と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
館 山 市	不法投棄監視員制度	市内各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
	館山市エコバック普及啓発事業	エコバック(マイバック)を使用することによりレジ袋等のごみの減量化を図ることを目的に H20・21 年度に実施した(H21 年度で終了)。
木 更 津 市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
茂 原 市	「エコステージ 1」認証取得	環境マネジメントシステムの「エコステージ 1」を H17 年 2 月 28 日に取得。
成 田 市	ISO14001	H18 年 3 月 24 日取得。適用範囲は成田市役所本庁舎
	駅前クリーン運動	毎月 21 日、商工会議所、各事業所、市職員により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。
	緑化推進事業	年 2 回、自治会等へ花の苗を配布し、緑地に植栽、管理してもらう。
佐 倉 市	ISO14001 認証登録返上	H20 年 3 月 8 日付けで、ISO14001 の認証登録を返上し、外部審査機関による審査を取りやめた。返上後は ISO14001 に基づく佐倉市役所環境マネジメントシステムを運営している。
東 金 市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働して 15 年 3 月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
旭 市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18 年 4 月 1 日制定。
	容器包装リサイクル推進委員の設置	容器包装廃棄物の適正な分別排出を推進する。 「旭市容器包装リサイクル推進委員設置要綱」H17 年 7 月 1 日制定。
柏 市	かしわ環境ステーションの運営	H17 年 10 月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム(KEMS)の運用	平成 20 年 4 月より、市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム(KEMS: Kashiwa Environmental Management System)を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝 浦 市	不法投棄監視員設置	市内各地区を担当 12 名を配置
	一日清掃	市内各地区で年 6 回行なわれる清掃活動を助成

市町村名	名 称	内 容
流 山 市	エコアクション21	平成21年3月31日にエコアクション21を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ16日間。
八 千 代 市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。八千代市不法投棄連絡員制度設置規定(H4年10月1日制定)
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年7月から警察OBなどからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。駅周辺にポイ捨てされるタバコの吸殻は条例施行前と比較して約1/4になった。
鴨 川 市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌 ヶ 谷 市	環境美化運動	毎年、関東甲信越圏の1都10県で「ごみゼロデー」と定める5月30日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 君津市不法投棄監視員設置要綱 H2年10月1日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。 君津市環境監視員設置要綱 H15年4月1日制定
	ISO14001	H17年2月23日取得
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	年2回、市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦。
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
	ESCO事業	市の率先行動として、総合体育館へのESCO事業を実施。
四 街 道 市	不法投棄監視員制度	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、監視員による監視活動を実施し、快適な生活環境を保全に資する。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び民間警備会社による夜間パトロール、不法投棄監視員による監視活動、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	ポイ捨て防止キャンペーン	ポイ捨て防止キャンペーンとして街頭啓発を行う。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
富 里 市	アダプトプログラム(里親制度)	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア(「里親」)によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度をH14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
匝 瑳 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑳市不法投棄監視員規則」(H18年4月24日)
	空き地の草刈指導	匝瑳市まちをきれいにする条例に基づく、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	30名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」(H18年3月27日)
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通し、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
横 芝 光 町	不法投棄防止・リサイクル啓発キャンペーン	産業まつりで不法投棄監視員、環境美化推進員、環境美化協力員が不法投棄防止とリサイクル意識向上のための啓発物資を配布。
	里親ボランティア	光地域で町内道路周辺に捨てられたごみを里親として登録されたボランティアが回収する活動。
	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
陸 沢 町	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 長生村不法投棄監視員制度設置要綱 H3年11月1日制定
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりを目指し、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 長生村環境美化推進員設置要綱 H10年3月16日制定

市町村名	名 称	内 容
白 子 町	環境保全推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
長 柄 町	不法投棄監視員等設置	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収（週1回）、町協力団体による古紙の回収。（月1回）